令和6年度 第1回 十日町市介護保険運営協議会 十日町市地域包括支援センター運営協議会 十日町市地域密着型サービス運営委員会 次第

日時: 令和6年7月10日(水)午後6時~

会場:十日町市役所全員協議会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 事務局体制について
- 4 議 題
 - (1) 令和6年度地域包括支援センター事業計画等について 【資料1~4】

- 5 報告事項
 - (1) 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算について

【資料5】

(2) 介護保険事業所の指定等について

【資料6】

(3) 令和6年度特別養護老人ホームの入所申込等に関する調査結果について

【資料7】

- 6 その他
- 7 閉 会

令和6年度十日町市地域包括支援センター 第1回運営協議会 資料

【資料1】令和5年度 地域包括支援センター業務評価の結果報告

【資料2】(全体)

- ① 令和5年度地域包括支援センター実績報告
- ② 令和5年度地域包括支援センター業務集計

【資料3】(各包括)

地域包括支援センター令和5年度実施状況・評価 令和6年度事業計画

【資料4】

令和6年度十日町市地域包括支援センター運営方針 (令和5年度第4回運営協議会資料)

<当日の説明方法について>

事務局より資料1の業務評価のまとめと、資料2を報告します。 包括の担当地域の状況・令和5年度事業計画・実施状況・評価・令和6年度の計画について、資料3に基づき、各包括から説明します。 資料4については、参考資料とします

令和5年度 十日町市地域包括支援センター業務評価の結果報告

1 評価の目的

地域包括支援センター(以下「包括」という。)の業務として取り組むべき内容の実施状況を確認し、不足する部分について改善を図り、次年度の事業実施計画に反映させる。

2 評価方法

令和5年度十日町市地域包括支援センター業務評価表及び実地確認により各包括単位で評価を行った。

3 実地確認の評価結果と現在の取り組み状況

【項目別最終評価結果】

中間評価での改善点を5包括とも改善し、概ね体制整備や個別事業の実施は適切に行われていると評価した。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、各種講座や教室を再開している

【組織・運営体制】

No. 6 各包括で、重点取り組み項目を定め、実施している 独自の介護予防すごろくの作成や、包括だよりの作成など工夫して取り組んでいる

【事業間連携】

No. 58 全包括で生活支援コーディネーターや協議体とニーズ把握や社会資源の協議ができた

4 今後の予定

令和6年度も下記の通り業務評価を実施予定

No.	内容	時期	実施者
1	地域ケア推進課へ自己評価表	令和6年9月	各包括
1	提出		
2	地域ケア推進課が各地域包括支援	令和6年10月	地域ケア推進課
	センターへ実地確認		
3	実務責任者会議で各地域包括支援	令和6年10月	地域ケア推進課
J	センターの実地確認結果を報告		
4	各地域包括支援センターから改善	令和6年11月	各包括
4	計画の提出		
5	改善計画を実務責任者会議で報告	令和6年11~12月	各包括
6	運営協議会で中間評価結果・改善計	令和6年度第3回運営協議会	地域ケア推進課
0	画を報告		各包括
7	最終評価の実施	令和7年4月以降	各包括
1			
8	運営協議会で最終評価結果を報告	令和7年度第1回運営協議会	地域ケア推進課
0			各包括

令和5年度 十日町地域包括支援センター業務評価表

1. 組織・運営体制等

(1) 組織・運営体制

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	実務責任者会議、介護予防部会、主任 CM部会、社会福祉士部会など。
5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な 情報の提供を受けているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの 取り組みにおける重点項目を設定しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
7	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について必要数を配置しているか。	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	【北・東】保健師に準ずる看護師配置
8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	つまりスクール、高齢者虐待防止研修、 介護支援専門員研修、法人で行う研修 等。復命も回覧している
10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパン フレットやホームページ等で周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	総合相談、出前講座、民児協等 【東】薬局のカフェコーナー 【南】出張相談会
11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパン フレットやホームページ等で周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っている か。	はい	はい	はい	はい	はい	【中】中包括だより2回/年
<u>(0)</u>	個人情報の管理		•		•	•	

(2) 個人情報の管理

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針) を整備しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	法人特定個人情報取扱規定、事務分 掌。
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を 行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	個人情報持ち出し管理簿で管理している。

(3) 利用者満足度の向上

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【中】苦情実績なし。(R4最後)法人で管理。 【西】苦情実績なし。(H30最後)
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、 市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられて いるか。	はい	はい	はい	はい	はい	
19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか	はい	はい	はい	はい	はい	【中】予防プラン担当者分が個人脇机にあり(施錠)。管理方法検討。 【南】ICカードは鍵付き棚で管理し、退動時に返却状況を確認している。

2. 個別業務

(1) 総合相談支援業務

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、 構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	十日町市·中魚沼郡医療介護関係機関連絡先一覧、民生委員児童委員名簿。
	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、 その要請に対し市町村から支援があったか。	はい	はい	はい	はい	はい	
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容 を記録等に残して取りまとめているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
26	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への 相談対応を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【中】名簿管理をしている

(2) 権利擁護業務

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
27	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準 が、市町村から共有されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
28	当該年度4月から成年後見制度の市町村長申立て及び 本人・親族申立ての支援を行う事例は何件か。	1	1	0	0	0	【西】3件申立て支援中 【中】相談は2件あり、申立て支援は未実施
29	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
30	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
31	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい	【北中南】相談事例なし
32	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】民児協定例会 【東】R5.11/15民児協定例会で情報提供。 【中】「き一つけなせいや」を配布していることを確認 【南】民児協定例会 【西】民児協定例会、圏域事例検討会

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
33	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
34	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の 開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業 所に示しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
35	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
36	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】ほほえみ(サービスB)の全体会 圏域事業所連絡会 【西】松代地域、松之山地域 各々1回/月、松代病院1回/月(9月 感染症拡大のため中止)
37	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、 地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の 共有を図るための出前講座等を開催しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	[北](最終)9回実施/8回予定 [東](最終)9回実施/15回予定 [中](最終)9回実施/15回予定 [南](最終)10回実施/15回予定 [西](最終)26回実施/26回予定

							Θ/
38	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分 類した上で、経年的に件数を把握しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
(4)							
	センター指標	北	東	中	南	西	備考
39	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール 等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
40	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
41	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
42	センターの主催の地域ケア会議について、個別ケースの 課題分析を積み重ねることにより、地域課題に関して検 討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
43	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
44	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の 取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で 対応しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
45	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討 事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
46	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の 変化等をモニタリングしているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【西・南】R4実施したケースについてモニ タリングしている
47	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関し て検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
48	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
(5)	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援						
	センター指標	北	東	中	南	西	備考
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び 委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランに おいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以 外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	はい	はい	はい	はい	はい	
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	【市】手法を示していない
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際 の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市 町村から示されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	ケアマネや福祉事業所、通所事業所等 統計やグラフで示している。
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
3.	事業間連携(社会保障充実分事業)						
	センター指標	北	東	中	南	西	備考
54	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【西】松代病院と支所含めた検討会1回/月) 【北東南】3/7多職種連携事例検討会に参加。
	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	つまりスクール等
	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、 相談を行っているか。	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	【東】歯科医師会に訪問診療について相談(8/23) 【北中西】実績なし

	センター指標	はい	東	中	南	西	備考
	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	はい	いいえ	はい	はい		【北・中】1件 【東・西】実績なし 【南】昨年度終結ケースについて情報共 有
	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	はい	はい	はい	はい	121.	【北】(中間)第2層協議体と2回会議 【東】東部1回/月 【西】第一層協議体会議出席 【中南西】第一層協議体会議出席R6年3月22日

4.	十日町市独自項目						
	センター指標	北	東	中	南	西	備考
59	【職員の確保・育成】 県、市主催の研修会に原則参加し、記録をもとにセン ター内で別の職員に伝達しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
60	【職員の連携】 職員間のミーティングを定期的に行い、情報共有できる 体制があり、情報共有ができているか	はい	はい	はい	はい	はい	【北東南】1回/月センター内会議 【中】2回/月センター内会議 【西】1回/週ミーティング
61	担当者が不在でも、情報把握できる体制があるか。 担当者不在時のケース対応について、体制をとっている か。	はい	はい	はい	はい	はい	
62	支援を要する高齢者の発見、評価のための情報把握や 個別訪問を実施し、記録しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
63		はい	はい	はい	はい	はい	
64	社会資源が相談時に適切に活用できるよう、情報把握を 行い、紙面やデータで情報提供できる体制を整えている か。	はい	はい	はい	はい	はい	【北・中・南】地域資源マップあり
65	業務集計から地域課題等の分析を行い、事業計画に反 映できているか	はい	はい	はい	はい	はい	
66	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容 を記録しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
	理由なく契約先に偏りがなく、公平かつ中立な立場で適 切なサービス等につないでいるか	はい	はい	はい	はい	はい	
68	権利擁護に関する啓発を地域で実施し、記録が作成されている	はい	はい	いいえ	はい	はい	【中】認知症サポート養成講座で実施予 定だったが実施に至らず
69	サービス担当者会議やケース会議に出席し、支援状況、 課題把握を行い、それをもとに指導・支援を行っているか	はい	はい	はい	はい	はい	
70	医療機関と介護支援専門員の連携支援を行い、高齢者 の入退院がスムーズにいくよう支援をしているか	はい	はい	はい	はい	はい	
71	介護予防ケアプランに対象者の状況、対象者及び家族 の意向を踏まえたアセスメントが適切に行われており、ア セスメントに基づくサービス内容・量の検討がなされてい る	はい	はい	はい	はい	はい	
72	継続的に対象のモニタリングを行っているか (総合相談などで継続対応が必要と判断ケースなど)	はい	はい	はい	はい	はい	
73	認知症サポーター養成講座を計画的に実施しているか	はい	はい	はい	はい	はい	【北】6月1回済、10/19川西中 【中】市からの依頼3回、11/18高島(計画的に実施する様依頼) 【西】R5は11月(松代中)、2月(松代民生委員)と2回実施
74	業務継続計画を策定しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】令和4年作成、令和5年度版として修正済 【東南】作成済 【西】令和5年度法人で作成あり

令和5年度 地域包括支援センター 実績報告

1. 地域包括支援センター全体会(地域包括支援センター全職員対象)

	開催日	内容
1	4月19日	令和5年度地域包括支援センターの事業について ①地域包括支援センターの運営管理および方針について ②地域包括支援センター事業計画・実施状況・評価 ③業務集計について ④各事業に関する周知について

2. 地域包括支援センター実務責任者会議(地域包括支援センターの代表者会議)

	開催日	内容
1	5月19日	①家族介護教室・介護者交流事業について ②令和4年度業務集計と地域包括支援センター運営状況調査 ③令和5年度地域包括支援センター事業計画実施状況・評価について ④令和5年度研修計画について ⑤連絡事項 8件 ⑥包括からの報告・検討事項 3件
2	6月21日	①訪問サービスCについて ②令和5年度 地域包括支援センター運営協議会について ③地域包括支援センターの体制整備に関すること ④人生会議住民向け講演会・ACP媒体作成について ⑤十日町病院との連絡会 報告 ⑥連絡事項 2件 ⑦包括からの報告・検討事項 5件
3	7月26日	①第1回運営協議会の振り返り ②中間実地調査について ③連絡事項 4件 ④包括からの報告・検討事項 6件
4	8月25日	①透析患者の通院の課題について意見交換 ②包括支援センター職員研修について ③事業継続計画について ④中間実施評価 (スケジュール) ⑤連絡事項 2件 ⑥包括からの報告・検討事項 2件
5	9月21日	①妻有地域「もしもカード」の作成について ②連絡事項 5件 ③包括からの報告・検討事項 3件
6	10月25日	①令和4年度消費者トラブルについて報告②中間実地調査の結果③連絡事項 2件④包括からの報告・検討事項 1件
7	11月22日	①中間実地調査の報告について ②令和5年度包括実践発表会計画案について ③連絡事項 2件 ④包括からの報告・検討事項 1件

	開催日	内容
8	12月21日	①介護予防支援について ②自殺予防対策連絡会の報告と、包括で取り組めることの検討 ③連絡事項 3件 ④包括からの報告・検討事項 4件
9	1月26日	①障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行の流れ ②令和6年度地域包括支援センター運営方針(案)について ③介護報酬にかかる改定事項について ④災害時の対応について ⑤連絡事項 3件 ⑥包括からの報告・検討事項 3件
10	2月20日	①介護保険法一部改正について ②事業評価を通じた機能強化にかかる調査結果について ③令和5年度事業評価について ④令和6年度事業計画について ⑤令和6年度各委員調べ ⑥連絡事項 2件 ⑦包括からの報告・検討事項 3件
11	3月25日	①精神保健福祉法改正(医療保護入院)について ②全国課長会議報告 ③次年度事業日程等について ④連絡事項 6件 ⑤包括からの報告・検討事項 2件

2. 地域包括支援センター職員等に対する研修会

①令和5年度地域包括支援センター職員資質向上研修会

	開催日	内容
1	5月11日 5月23日 5月24日	2023年度地域包括支援センター初任者研修 主催:新潟県保健福祉部高齢福祉保健課
2	8月7・8日	令和5年度 地域包括支援センター向け高齢者虐待防止研修会 講師:一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端伸子氏 共催:保健所、十日町市
3	2月20日	地域包括支援センター 実践発表会
4	2月28日	自殺予防研修会 講師:十日町地域振興局健康福祉部 主催:十日町地域振興局健康福祉部・十日町市健康づくり推進課

②高齢者虐待・権利擁護に関する研修

	開催日	内容
1	12月8日	令和5年度 成年後見制度研修会 講師:特定非営利活動法人十いろ 代表理事 髙橋愛氏 主催:十日町市

3. 3職種部会

① 保健師·看護師部会(介護予防部会)

	開催日	内容
1	5月29日	①令和5年度介護予防出前講座実施計画について
2	7月27日	①介護予防出前講座について(各包括の実施状況の共有・啓発媒体の作成) ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(以下生涯健康サポート事業) について
3	9月13日	①介護予防出前講座について(各包括の実施状況の共有・啓発媒体の検証) ②地域の通いの場の情報共有 ③研修:「後期高齢者の質問票」について ④生涯健康サポート事業について
4	12月13日	①介護予防出前講座について(各包括の実施状況の共有) ②地域の通いの場の情報共有 ③研修:「後期高齢者の質問票」について ④生涯健康サポート事業 ポピュレーションアプローチについての連絡
5	2月14日	①介護予防出前講座について(各包括の実施状況の共有・今年度の振返り) ②地域の通いの場の登録と介護予防出前講座の周知及び希望調査について ③包括からの報告等(企画政策課との集落調査、アルコール依存症のケース対応に ついて、三好園での映画の撮影予定・わっかふえでの認知症カフェについて 他)

② 主任ケアマネ部会

	開催日	内容
1		①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②訪問型サービスCの利用状況について ③訪問型サービスBについて
2	8月24日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有②要介護・要支援認定区分変更について
3	10月23日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②居宅間で実施している他法人との事例検討会について ③業務評価を終えての意見交換
4	12月21日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②ケアプラン点検について ③交通事故の書類依頼について情報共有 ④困難型地域ケア個別会議の今後の実施方法について検討
5	2月26日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②令和6年度重要事項説明書(案)について

③ 社会福祉士部会

	開催日	内容
1	5月30日	①令和5年度高齢者虐待防止・対応計画(案)について ②令和5年度高齢者虐待研修会の計画(案)について ③高齢者虐待の対応状況について ④各包括の社会福祉士の相談の状況・課題等
2	9月28日	①令和5年度高齢者虐待防止・対応計画について ②高齢者虐待研修会の感想と来年度の研修会について ③高齢者虐待の対応状況について ④各包括の社会福祉士の相談の状況・課題等
3	3月15日	①令和5年度高齢者虐待防止・対応計画の取組状況について ②高齢者虐待の対応状況について ③各包括での課題等について ④来年度の研修会について

令和5年度 困難事例型地域ケア個別会議

【開催回数】

東包括:2回 中包括:2回 西包括:2回

北包括: 2回 南包括:1回

NO	日時	会場	主催包括	テーマ
1	5月10日	特別養護老人ホーム 三好園 会議室	北包括	猫の多頭飼育問題と多重債務で生活が困窮しているケース。
2	9月14日	医療福祉総合センター 講堂	東包括	病院受診を中断してしまった夫。受診継続を阻 む妄想のある妻。2人の支援について。
3	9月20日	医療福祉総合センター 講堂	中包括	アルコールがやめられない独居男性の支援。
4	11月8日	医療福祉総合センター 講堂	中包括	多くの猫と暮らす認知症の症状が進行した独居 のAさんと、通い介護を担っている長女への支 援。
5	11月13日	松代ゆうあいセンター	西包括	支援を振り返ってみて、よりよい対応が他にな かったか。
6	2月1日	養護老人ホーム 妻有荘 集会室	南包括	統合失調症を患いながら人工透析を行う独居高 齢者の自宅での生活継続につなげた支援。
7	2月26日	医療福祉総合センター 講堂	北包括	支援に対して拒否的だったAさんと、支えた かったCさん。2人の意向をすり合わせるため に、できることはなかったのだろうか。
8	3月21日	医療福祉総合センター 休日救急診療センター	東包括	独居生活が困難になってきた、かつキーパーソ ンがいないケース
9	3月14日	松代ゆうあいセンター	西包括	身寄りがない金銭管理ができない、独居で虚弱 な女性への支援をどうするか。

令和5年度認知症サポーター養成講座報告書

	包括名	回数			
1	北包括	2			
2	東包括	2			
3	中包括	5			
4	南包括	6			
5	西包括	2			

Νo	実施日	包括	種別 ※ 1住民 2職域 3学校 4行政 5介 護	対象者・グループ名	受講者数
1	R5.6.23	1 北	2 職域	NPO法人 ほほえみ	13
2	R5.6.28	2 東	2 職域	十日町福祉会グループホーム世話人	26
3	R5.6.28	2 東	2 職域	十日町福祉会 障がい分野職員	26
4	R5.7.12	4 南	3 学校	認定こども園 あおのもり 園児 職員	23
5	R5.9.7	4 南	3 学校	水沢小学校6学年児童、教職員	22
6	R5.9.27	3 中	1 住民	令和5年度脳いきいきフォローアップ講座受講生	24
7	R5.9.27	3 中	1 住民	令和5年度脳いきいきフォローアップ講座受講生	11
8	R5.10.19	1 北	3 学校	川西中学校生徒 教職員	48
9	R5.10.30	4 南	1 住民	十日町市社会福祉協議会中里ボランティア及び市民	12
10	R5.11.1	4 南	3 学校	中里なかよし保育園 園児、職員	27
11	R5.11.14	3 中	1 住民	川治地区民生児童委員	17
12	R5.11.15	3 中	3 学校	新潟県立十日町看護専門学校	66
13	R5.11.18	3 中	1 住民	高島らくらく会	21
14	R5.11.28	5 西	3 学校	松代中学校1年生	13
15	R5.11.29	4 南	3 学校	水沢中学校 3学年生徒 教職員	16
16	R5.12.15	4 南	3 学校	水沢南部保育園 園児、職員	8
17	R6.2.8	5 西	1 住民	松代地域民生委員	13
18					
19					
20					386

令和5年度 介護予防出前講座実績

5包括合計63回 728人

1 北包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	5/10(水)	仁田じょんのび会	仁田公民館	フレイル (口腔) の講話、介護予防すごろく、基本的な感 染予防について	16
2	5/18(木)	幸齢セミナー沖立光 会	沖立公民館	介護保険について、フレイル(口腔)の講話、介護予防すご ろく、基本的な感染予防について	11
3	6/12(月)	為永気楽会	為永公民館	市の健康課題、フレイルの講話「口腔について」	13
4		みよし台入居者と近 所の高齢者	ケアハウスみよし台 地域交流室	市の健康問題、フレイルの講話(口腔体操)、成年後見制度について、見守り・財産契約・死後事務委任契約について	6
5		みよし台入居者と近 所の高齢者	みよし台 地域交流スペース	市の健康課題、フレイルの講話、軽体操、アプリでの歩行 分析	13
6		アクティげじょう自 立利用者 及び周辺 住民	アクティげじょう3階 会議室	市の健康課題、フレイルの講話、アプリでの歩行分析 、 体操、健康相談	12
7	11/2(木)	岩瀬すみれ会	岩瀬集落センター2階 大広間	市の健康課題、フレイルの講話、介護予防すごろく、後期 高齢者の質問票	11
8	12/6(水)	山野田高齢者	山野田公民館	市の健康問題、フレイル予防(すごろく:体操)、アプリで の歩行分析	11
9	3/25(月)	中屋敷はつか会	中屋敷集落センター	市の健康課題、フレイルの講話(すごろく)	13

計 106

2 東包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	4/14(金)	いきいきサロンゆっ たり	東部会館	包括PR、フレイルの講話、感染対策、エコー体操	16
2	5/10(水)	笑栄会	尾崎集落開発センター	包括PR、フレイルの講話、感染対策、じょんのび体操	13
3	6/1(木)	もくよう会	島中央会館	包括PR、フレイルの講話、感染対策、認知症予防ゲーム、 講話、体操	8
4	6/23(金)	コスモス会	新座コミュニティセン ター	包括PR、フレイル予防、熱中症予防の話、ラジオ体操第1・ 2	7
5	7/19(水)	四日町ひまわり会	四日町市営住宅 集会所	包括PR、フレイル予防、感染対策、口腔の健康指導	9
6	9/22(金)	ふれあいいきいきサ ロン	東部会館	包括PR、フレイル予防、感染対策、口腔の健康指導	15
7	10/5(木)	もくよう会	島中央会館	包括PR、感染対策、フレイル予防周知、生涯健康サポート 事業(健康相談)	8
8	12/14(木)	ほくほくの会	丸山町集会所	包括PR、フレイル予防周知、感染対策	13
9	3/10(日)	さくら会	大井田コミュニティセ ンター	包括のPR、フレイルの講話、口腔の健康講話・口腔体操	28

計 117

3 中包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	5/10(水)	虹の会	高山コミュニティセン ター	フレイル予防のビデオ、お口の健康	19
2	7/6(木)	高山朗人クラブ	高山コミュニティセン ター	フレイル予防、お口の健康	9
3	9/8(金)	もみじの会	山本常楽会館	フレイル予防、口腔について	6
4	9/19(火)	さくらの会	谷内丑集会所	体操、健康講話	9
5	9/21(木)	ほほえみクラブ	川治上町集会所	フレイル予防、健康講話、体操	11
6	9/29(金)	わかば会	高山コミュニティ センター	お口の健康について	17
7	10/13(金)	北新田体操クラブ	北和会館	運動、健康講話	6
8	10/13(金)	なごみの会	北鐙坂ふれあいセン ター	口腔ケア	10
9	12/1(金)	スマイル教室	山谷集会場	介護予防体操	12

計 99

4 南包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	6/16(金)	清津峡三栄会	ホテルせとぐち	市の健康課題、フレイルの講話	14
2	6/24(土)	宮中共和会	宮中集落開発センター	市の健康課題、フレイルの講話	12
3	7/12(水)	幸町住民	エスポワールさいわい	市の健康課題、フレイルの講話	2
4	7/19(水)	通り山ハーイこん ちょ	通り山公民館	介護予防のための食事	9
5	7/24(月)	みのり学園	中里支所3階 大会議 室	市の健康課題、フレイルの講話、熱中症対策	8
6	9/1(金)	まめだ会	伊達公会堂	市の健康課題、フレイルの講話、消費者被害、熱中症	13
7	9/27(水)	清津峡地区じょんの び会	小出集落センター	市の健康課題、フレイルの講話、消費者被害	6
8	10/13(金)	田中たっしゃ会	田中公民館	市の健康問題、フレイルの講話	9
9	11/8(水)	如来寺かたくりの会	如来寺ふれあいセン ター	市の健康問題、フレイルの講話	19
10	11/23(木)	水沢地区単身高齢者 交流会(水沢地区福祉 会・事務局社協)	羽根川荘	市の健康問題、フレイルの講話、高齢者の消費者トラブル と通話録音装置の無料貸与	23

計 115

5 西包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	5/9(火)	パタカラ会	浦田交流センター	フレイルの講話と実技、感染症対策について	9
2	5/11(木)	松代地域民生委員	松代支所 4階地域コ ミュニティ室	松代地域の健康問題、フレイルの講話、感染症対策について	13
3	5/12(金)	千年老人クラブ	千年活性化センター	フレイルの講話と実技、感染症対策について講話、フレイ ル予防の簡単な運動と口腔体操、感染症対策について	9
4	6/12(月)	室野茶の間の会	室野克雪管理センター	通いの場について、フレイルの講話と実技 (運動・口腔)	25
5	6/28(水)	蓬平ぶなの会	蓬平集落センター	フレイル予防の講話、感染症予防について、フレイル予防 の実技	10
6	7/3(月)	輪になろう会	上湯集会所	感染症対策とフレイル予防、フレイル予防、栄養について	7
7	7/24(月)	蒲生鶴亀サロン	蒲生活性センター	市の健康課題、フレイルの講話、栄養について、感染症・ 熱中症対策について	13
8	8/2(水)	てんまりの会	松代活性化センター	フレイル予防の講話と運動	32
9	8/10(木)	松之山にこにこ会	松之山集会所	熱中症予防、感染症予防、フレイルの講話、口腔ケアについて	6
10	9/28(木)	菅刈老輪会	菅刈多目的集会所	フレイル予防の講話、口腔ケアについて	9
11	10/3(火)	松代介護予防教室	松代総合センター3階 大ホール	市の健康問題、フレイルの講話・実技	16
12	10/17(火)	中尾茶の間会	中尾集落センター	フレイル予防の講話、栄養について	5
13	10/24(火)	天水島 たっしゃだ 会	天水島集落センター	フレイル予防の講話、運動について	8
14	10/25(水)	湯之島集落住民	浦田交流センター	市の健康課題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	7
15	10/27(金)	小荒戸地区住民	小荒戸集落開発セン ター	市の健康課題、フレイル予防の講話・実技、心の健康講話	9
16	10/30(月)	奈良立・福島地区住 民	奈良立多目的集会施設	市の健康課題、フレイル予防の講話・実技、こころの健康 について	12
17	10/31(火)	五十子平・坪野・赤 倉・東山地区住民	下布川地区住民	市の健康問題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	8
18	11/7(火)	ほがらか会	天水越集会所	フレイル予防の講話、口腔ケアについて	13
19	11/17(金)	莇平 あざびろ会	転作促進研修センター	フレイル予防の講話、運動について	6
20	11/27(月)	豊田地域住民	豊田集会所	市の健康問題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	7
21	11/29(水)	曽根地域住民	曽根集会所	市の健康問題、フレイルの講話・実技	6
22	12/14(木)	孟地木曜クラブ	孟地集落センター	フレイル予防の講話、口腔ケア講話・実技	11
23	12/19(火)	太平地域住民	太平集落開発センター	市の健康課題、フレイルの講話・運動、心の健康について	7
24	12/20(水)	田沢地域住民	田沢公民館	市の健康課題、フレイルの講話・運動、心の健康につい て、生きがいデイサービスについて	11
25	2/3(土)	田野倉元気だ会	田野倉集落センター	フレイル予防の講話、口腔ケアについて講話・実技	14
26	2/9(金)	湯山喜楽会	湯山集会所	市の健康課題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	18

計 291

令和5年度 地域包括支援センター業務集計

高齢者人口 R5.3.31現在	北	東	中	南	西	合計
65~74歳	2,355	1,977	1,713	1,807	904	8,756
75~84歳	1,594	1,818	1,280	1,167	716	6,575
85歳以上	1,172	1,072	810	907	680	4,641
計	5,121	4,867	3,803	3,881	2,300	19,972

1 総合相談集計

(年間)

							(年间)
区	分	北	東	中	南	西	合計
1 相認	炎受理件数						
対象	者実人員	314	369	316	359	284	1,642
相談	延べ人員	1,575	2,083	2,101	1,593	1,071	8,423
2 相認							
電話	5	1,130	1,296	1,341	919	523	5,209
文書	<u>.</u>	32	10	49	20	1	112
来所	ŕ	76	110	121	94	94	495
訪問]	319	578	562	508	412	2,379
メー	ル	2	7	4	25	7	45
その	他	16	82	24	27	34	183
合	計	1,575	2,083	2,101	1,593	1,071	8,423
3 相認							
本人		320	659	640	523	419	2,561
家族	や親族	421	585	582	395	224	2,207
民生	委員	13	37	32	18	11	111
地域	往民	12	19	24	10	15	80
医療	機関	208	227	264	109	124	932
居宅	於介護支援事業所	198	196	152	167	76	789
サー	-ビス事業所	80	124	157	151	34	546
障が	い者地域生活支援センター	16	21	14	2	3	56
行政	て機関	277	183	222	204	151	1,037
その	他	30	32	14	14	14	104
合	計	1,575	2,083	2,101	1,593	1,071	8,423
4 相認							
介護	に関する事(介護保険に関する事を含む)	924	1,521	1,029	1,242	325	5,041
介護	予防・生活支援サービスに関する事	156	167	243	132	269	967
医療	に関する事	312	344	442	228	251	1,577
認知	1症に関する事	107	268	192	139	110	816
	擁護に関する事 ①高齢者虐待	123	49	31	36	36	275
権利	擁護に関する事 ②成年後見関係	19	40	12	5	87	163
権利	擁護に関する事 ③消費者被害	2	_	2	_	1	5
介護	養者の離職防止に関する事	_	1	_	_	_	1
生活	活困窮	46	33	15	17	1	112
その	他	309	271	299	104	162	1,145
合	計	1,998	2,694	2,265	1,903	1,242	10,102

資料No.2

2 包括的継続的ケアマネジメント

ケース会議						
	北	東	中	南	西	合計
高齢者虐待	29	16	4	1	10	60
成年後見関係	4	4	_	1	8	17
処遇困難	1	4	5	3	2	15
ケアマネジメント支援	_	2	1	_	40	43
医療•介護連携	4	5	8	7	30	54
その他	3	5	6	_	10	24
合 計	41	36	24	12	100	213

3 介護予防ケアマネジメント

		北	東	中	南	西	合計	R4年度
プラン作成	包括	1,935	2,465	1,768	1,636	993	8,797	8,834
プラン作成	委託	343	313	194	299	42	1,191	1,186
	合計	2,278	2,778	1,962	1,935	1,035	9,988	10,020

343 総合事業対象者数 (R5. 12. 31現在)

<総合相談>

体の46.2%)となっている。

<地域包括支援ネットワーク構築>

者虐待、消費者被害の周知を行なった。

<消費者被害の防止・成年後見制度>

O法人など関係機関と連携して支援している。

(1) 民生委員定例会への参加。

(1)

データ(情報源も記入)

地域ニーズとアセスメント(地域の強みも記入)

高齢者の状況(R5.12.31現在) 介護認定者数(R5.12.31現在) 包括人口 11,992 64歳以下 65-74歳 75歳以上 5,090 要支援1 42.44% 65歳以上(高齢化率) 94 15 65~74歳 2,298 要支援2 19. 16% 12 124 要介護1 12 75~84歳 3 1,651 13. 77% 178 要介護2 85歳以上 1,141 9.51% 16 144 中条 川西 要介護3 地区名 134 下条 要介護4 5,603 地区人口 2,882 3,507 9 143 65歳以上人口 1,230 1,407 要介護5 14 79 2,453 1 高齢化率 42.68% 40.12% 896人 43.78% 計 9人 85人 介護予防支援等の状況 (R5年度延べ件数) 高齢者人口に対する認定率 3.70% 32.09% 委託 65歳以上の認定者数 包括 981人 介護予防支援 1,307 243 65歳以上人口に対する認定率 19.27% 介護予防ケアマネジメント 100 623

(1)介護保険の認定者数が最も多い。

(2) 高齢者数が最も多く、65歳から74歳までの前期 高齢者が最も多いため、今後の申請者数も多くな

(3)介護保険申請の理由として各地域とも認知症状 の進行が多い。

(4) 各地域に山間部があり交通手段の確保が切実な 課題である。

(5) 山間部の一人暮らしであっても、ご近所の助け 合いで、なんとか生活を続けている場合もある。 (6)川西地域ではNPO法人の活動が盛んである。 下条地域では振興会・福祉会・NPO法人活動、公 民館活動が盛んである。中条地域では公民館活動、 地域内で体操教室が行われている。

課題解決のための方策(方向性・方法) 優先順位別活動目標及び活動内容

(1)介護予防事業を継続して、健康で元気な高齢者 を増やす。

①介護予防出前講座の継続。

②予防のすごろくを活用し、楽しみながらフレイ ル予防・認知症予防を進める。

(2)地域住民へ啓発活動を行い、住みやすい地域作 りを支援する。

①認知症サポーター養成講座の実施。

②第2層協議体(下条暮らしづくりネットワークの 会)と連携し取組に参加する。

③権利擁護、消費者被害、高齢者虐待の住民啓発 を行う

(3) 地域関係者等と連携し、地域課題や支援が必要 な世帯の把握を行い、事業計画に反映する。 ①民生委員・保健師等とヒアリングを行い、独居

世帯・多問題化世帯を把握する。 ②市企画政策課の高齢化集落調査に参加する。

<総合相談>

合

相

談

支

援

事

利

擁

護

事

業

(1)総合相談受付の際には適切に情報収 集を行い、本人や家族の意向を丁寧に 聞き取り対応する。

R5年度 事業計画

1,930

(2)総合相談集計や健康調査等から地域 課題を把握し、対応策を計画的に実施 する。

(3) 北包括独自集計の継続。

<地域包括支援ネットワーク構築>

(1)民生委員定例会(各地区2回)、NP O連絡会への参加。

(2) 地区担当保健師との連絡会開催。

<高齢者虐待>

(1) 高齢者虐待防止対応マニュアルに 沿った対応を行う。

(2) 民生委員・地域住民・介護支援専門 員への啓発活動として、虐待防止・対 応方法の周知を行い、速やかに支援す

<消費者被害の防止>

消費者被害の住民啓発、消費生活セン ターと連携して被害防止の啓発。

(成年後見制度>

成年後見制度の相談窓口として、本 、 親族申立の相談支援や地域住民へ の広報・啓発を行う。

<高齢者虐待>

であった。

開催は2回。「猫の多頭飼育問題と多重債務で生活が困窮 のケース」と「支援に対して拒否的だった本人と娘の意向|関係機関の課題共有・検討ができた。

0人

(1)総合相談の対象実人員は314人(前年87.5%)。

(2)相談延べ人員は1,575人(前年比85.6%)。

実施状況

(3)相談内容で一番多いのは、介護に関する事で924件(全

③独自集計より透析相談は39件(前年比177%)がん相談は

|39件(前年比146%)精神疾患相談は60件(前年比53%)。

(1) 各地域の民生児童委員定例会で、成年後見制度、高齢

(2)介護支援専門員からの相談件数が増えており、処遇困

(4) 成年後見制度の相談件数は4件、申し立て支援は1件

(1) 消費生活センターと連携して、多重債務問題の相談に

(2)困難なケースは、地域包括支援係(中核機関)やNP

難事例として、後方支援を行うケースが11件あった。

(3) 高齢者虐待新規相談は5件、終結は4件であった。

①総合相談受付は、適切に聞き取りを行っている。

②山間部では冬季間サービス利用に制限がある。

(2)川西地域では地区担当保健師連絡会を3回実施。

<介護支援専門員の支援>

繋げたケースが1件あった。

(1) 市主催のケアマネ連絡会に毎回オンライン参加。その

(2)居宅介護支援事業所との事例検討会の開催は1回。 <地域支援者との関係作り>

<サービス事業所との関係作り>

絡会で年2回実施。

(1)認知症サポーター養成講座を中学校で1回、NPO法 人で1回開催した。

かった。

<総合相談>

(1) 総合相談の受付評価は良い。

(2)地域課題の把握はできており、市へ の報告にも繋がっている

(3) 北包括独自集計を継続し、透析・が んの相談増加が顕著であった

評価

<地域包括支援ネットワーク構築>

(1) 民生児童委員定例会·NPO連絡会 への参加は、ネットワークの構築につ ながった。

(2) 川西地区では保健師連絡会により ネットワーク構築につながった。

(1)成年後見制度、高齢者虐待、消費者 被害の周知は継続が必要である

(2) 介護支援専門員に虐待の早期発見や 防止のための助言・支援は継続が必要 である。

(3) 成年後見制度の活用について他機関 との連携を継続している。

(4) 経済的な問題を抱えているケースが あり、社協生活困窮や消費者センタ との連携が必要となっている。

(5) 身寄り無し等の困難ケースは、NP O法人と連携が必要となる。

R6年度計画

<総合相談> (1) 総合相談受付の際には適切に情報収 |集を行い、本人や家族の意向を丁寧に聞 き取り対応する。

(2)総合相談により地域課題の把握に努 める

<地域包括支援ネットワーク構築>

(1) 民生委員定例会、NPO連絡会への 参加。

(2) 各地域で、地区担当保健師、民生委 員へのヒアリングを実施し、連携をすす める。

<高齢者虐待>

(1) 高齢者虐待防止対応マニュアルに 沿って、速やかに対応する。

(2)地域への啓発活動として、虐待防 止・対応方法の周知を行う。

<消費者被害の防止>

消費者被害の住民啓発、消費生活セン ターと連携して被害防止の啓発。

<成年後見制度>

<地域ケア会議>

成年後見制度の相談窓口として、本人・

高齢者住宅・軽費老人ホーム入居者、地 域住民に対して成年後見制度の啓発を行

<地域ケア会議>

困難事例型地域ケア会議を開催(年2 回)し、介護支援専門員の支援と地域 課題の抽出を図る

<介護支援専門員の支援>

事例検討会と連絡会を開催。居宅介護 支援事業所との連携とスキルアップを |継続する 括 <地域支援者との関係作り>

連絡会や定例会、運営協議会にて地域

での情報共有を行い連携を継続。 <サービス事業所との関係作り> 継

事業に関する情報交換を実施する。 続 事的 <障がい者支援センターと連携> 障がい者支援センターと研修会

<認知症の方を支援する体制作り> (1)認知症サポーター養成講座を、小・ 中学生を対象に年2回開催する。

(2)内容を見直し、事業所での認知症力 フェの再開を検討する。

<地域ケア会議>

のすり合わせについての振り返りケース」

後に電話での

民児協定例会、施設の運営協議会への参加を行った。

事業所の近況や事業に関する情報交換を、法人内事業所連

<障がい者支援センターとの関係づくり>

障がい者支援センターとの勉強会を開催した。 <認知症の方を支援する体制作り>

(2) 事業所での認知症カフェは、人員不足で開催できな

(1)地域課題の抽出がケアマネ連絡会で の研修に繋がり、猫の多頭飼育問題で (2) 居宅介護支援事業所とオンライン事

プが図れた。 (3) 地区支援者との情報共有はできた が、より連携を深めるためにヒアリン

例検討会・連絡会を開催しスキルアッ

グを実施する。 (4) サービス事業所とのオンライン情報

交換は有効であった。 (5) 障がい者支援センターと連携を深め

情報共有することができた。 (6) 認知症サポーター養成講座を開催

し、次年度の活動に繋がる関係性がで きた。また、認知症について啓発でき |理解が深まった。

親族申立の相談支援を行う。

回)し、地域課題の抽出を図る。 <介護支援専門員の支援>

事例検討会と連絡会を開催。居宅介護支 援事業所との連携を図る

困難事例型地域ケア会議を開催(年2

<地域支援者との関係作り>

個別にヒアリングを実施し、個別事例か ら地域課題を抽出する。

<サービス事業所と情報共有>

事業に関する情報交換を年2回開催。 <障がい者支援センターと情報共有>

障がい者支援センターと連携して研修会 を開催。また、わっかふぇと共同での取 り組みも行う。

<認知症の方を支援する体制作り>

認知症サポーター養成講座を、小中学生 や地域住民を対象に年2回以上開催す

<介護予防ケアマネジメント>

(1)アセスメントに基づき、本人・家族 の意向を確認し、目標設定と適切な量 と内容の介護予防プラン作成。

(2)介護予防マニュアルに基づいたケア

マネジメントの実施。 (3) 居宅介護支援事業所に介護予防プラ ンの委託を働きかけ委託率を向上させ

| ネ介| る。(目標前年比110%) ジ護|(4)介護予防型地域ケア会議を活用し多 |支援センター職員がモニタリングを行った。 メ 予 職種連携と職員資質向上を図る。

ン防(5)新任者サポートをし介護予防ケアマ ネジメントの質の向上を図る。 <介護予防の知識啓発と環境作り>

(1)介護予防出前講座は、フレイル予防 を中心に「予防のすごろく」を活用し 5回以上を目標に開催する。 (2) 感染症予防・熱中症予防の注意喚起

<介護予防ケアマネジメント>

(1)給付管理件数は年間累計2,094件(前年比102.5%)と年々 増加している。

(2) 3 職種が適正な業務遂行に努めるために、プランナ との業務分担を継続している。 (3) 居宅介護支援事業所へ介護予防プランの委託管理を働 きかけた。(令和5年度委託率17.2%、+4.1%)(令和5年度

延べ、前年比106.9%) (4)介護予防型地域ケア会議に2事例の提供を行い、包括

<介護予防の知識啓発と環境作り>

|(1)介護予防出前講座は9回の開催。

(2) 感染症予防とフレイル予防を中心に実施し、市のラミ ネートパネルも活用しながら、十日町市の現状報告も行っ *t*=

(3) 再度バージョンアップした「予防のすごろく」を使 い、高齢者を集める参加型(三密回避のため5~8人程度) で、開催した。

<介護予防ケアマネジメント>

(1)給付管理件数は年々増加する傾向の ため、委託管理をすすめる必要があ る。

(2) マニュアルに基づき、適切な量と内 容の介護予防プランを作成できた。 (3)介護予防型地域ケア会議への事例提 供は職員の資質向上に繋がっている。

<介護予防の知識啓発と環境作り> |対策への取り組みを確認しながら開催| できた。

(1)介護予防出前講座は、参加者の感染 105%)

(2)「最新版予防のすごろく」を活用し

て、フレイル予防・認知症予防のポイ

ントを、高齢者にわかりやすく解説で

<介護予防ケアマネジメント> (1) 適切なアセスメントに基づき、本

人・家族の意向を確認した上での目標設 定と、適切な量と内容の介護予防プラン 作成に務める。

(2) 介護予防ケアマネジメントマニュア ルに基づいた支援の実施。

(3) 居宅介護支援事業所に介護予防プラ ンの委託を働きかける。(目標前年比

(4) 介護予防型地域ケア会議を活用し多 職種連携と職員の資質向上を図る。

<介護予防の知識啓発と環境作り>

(1)介護予防出前講座は、フレイル予 防・認知症予防に対応し「予防のすごろ く」も活用しながら、年間8回以上を目

標に開催する。 (2) 感染症予防・熱中症予防の注意喚起 を継続して取り組む。

<職員の資質向上>

を継続して行う。

県・市主催の研修会への参加で、職員 の資質向上を継続する。

<運営体制の整備>

മ

業務評価の改善を継続する。

<地域資源マップの更新> 最新情報確認と更新の取組みを行う。

<北地域包括支援センターの周知>

引き続き三好園通信や広報誌等を活用 した周知・宣伝活動を行う。 <困難事例早期対応の取組み>

<職員の資質向上>

県・市主催の研修会へ毎回参加した。

<運営体制の整備>

出前講座は予定回数を大きく上回り開催できた。

<地域資源マップの更新>

<北地域包括支援センターの周知・宣伝> 法人広報誌・三好園通信等を活用した周知・宣伝活動を

行った。

<困難事例早期対応の取組み>

<職員の資質向上>

きた。

研修会への参加は資質向上に繋がっ た。職員個別に参加研修を選べる工夫

<運営体制の整備>

毎年取り組む事が必要である

< 北地域包括支援センターの周知>

<困難事例早期対応の取組み>

<職員の資質向上>

職員自ら必要性を検討し、研修に積極的 に参加する。

<運営体制の整備>

総合相談の増加に対応するため、社会福 祉士業務の分業を進める。

<地域資源マップの更新> 最新情報へ更新を行う。

<北地域包括支援センターの周知> 周知・宣伝活動を継続する。

<困難事例早期対応の取組み>

地域関係者との情報共有を継続する。

個別ケースについて、早期の情報共有 を継続して行う。

活用可能なインフォーマルサービスに重点をおいてまとめ|業務評価の改善に繋がった。

個別ケースについて、担当者との早期の情報共有に取り組 んだ。

が必要

<地域資源マップの更新>

周知・宣伝の継続が重要である。

個別ケースについては早期の情報共有 ができている。継続する必要がある。

データ(情報源も記入)

地域ニーズとアセスメント (地域の強みも記入)

高齢者の状況(R5.12.31現在) 介護認定者数(R5.12.31現在) 包括人口 13,003 64歳以下 65-74歳 75歳以上 65歳以上(高齢化率) 37.34% 要支援1 20 4,855 要支援2 65~74歳 1,906 14.66% 1 13 151 要介護1 1,872 3 75~84歳 14.40% 11 158要介護2 85歳以上 1,077 8.28% 12 地区名 |十日町 新座 大井田 要介護3 8 地区人口 8,165 2,233 2,605 <u>要介護 4</u> 12 86 65歳以上人口 3,052 854 949 要介護 5 6 高齢化率 37.38% 38.24% 36.43% 計 10人 82人 27.67% 合、にある。 介護予防支援等の状況 (R5年度延べ件数) 高齢者人口に対する認定率 4.30% 65歳以上の認定者数 包括 委託 898人 介護予防支援 1,359 194 65歳以上人口に対する認定率 119 介護予防ケアマネジメント 1,108 313 ₩給合事業対象者数 (R5. 12. 31現在) 2,467 2人

(1) 東包括エリアの総世帯数5,543世帯。1世帯当たりの人員 2,39人(行政区別住民基本台帳人口 令和5年3月末時点)。 (2) 医療機関に通いやすい地域である。

(3) 県外に進学、そのまま就職することが多く、地元で同居が少 ない。夫婦のみ世帯がそのまま高齢世帯、独居世帯になってい

(4) 自宅で生活できなくなったらすぐに施設に入りたい、という 」自身の居場所を心配している人が多い。簡単に入れると考えて 103 いる人も多い。日常の家庭生活(掃除、冬季の灯油入れなど)で ちょっとした困りごとを支援して欲しい人が多い。運動したい と介護申請を行う人が多い。

(5) 地域住民主体の活動を提供している団体が2ヶ所(東部地 816人 区、南部地区)。他にシルバー人材センターやNPOしんざ風の 谷、ほほえみ、社協支え合いネットがあり、利用しやすい環境

(6) 運動中心のデイサービスを利用しやすい地域である。高齢者 生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス・送迎あり) や認知症予防事業(さわやか教室・送迎なし)がある。市中心部 には市民交流センター(分じろう)があり幅広い世代向けに様々 **」な活動を提供している。**

課題解決のための方策(方向性・方法) 優先順位別活動目標及び活動内容

(1) 住み慣れた場所で生活を続けていくために地 域住民に向けて、介護予防の啓発、介護知識の 習得支援、認知症に対しての理解促進を図る。

①介護予防出前講座を開催。 ②介護している家族、介護を必要としている人 に対して介護の知識習得、認知症の理解促進の

場を開催する。 (家族介護者交流事業、認知症カフェ、おとこ しょの会)

(1)地域で必要としている支援は何かを知り、次 年度計画に活かすことができる。

①東部地区振興会、南部地区振興会の第2層協 議体の会議に参加し意見交換を行う。

②民生委員と情報交換会を行う。

③住民の集まりが消滅した地区、包括の関わり が少なかった地区に対してアプローチする。 ④認知症に関する相談内容を分析する。

<総合相談受付>

相

談

支

援

事

業

擁

護

事

業

業

ジ護

メ予

事

業

の

R5年度

(1)総合相談集計を分析し、地域課題 の検討を実施する。

事業計画

(2) 出前講座や民生委員との情報交換 会、民児協地区定例会等で包括支援 センターの総合相談窓口の機能を周 知する。

<総合相談受付>

- (1)総合相談の対象実人員は369人(前年度365人) 相談延べ人数は2.083人(前年度1.962人)
- (2)相談内容は2.694件。介護に関する事、医療に関す る事、認知症に関する事が多い。

実施状況

- (3) 3 職種を中心に全職員で相談援助にあたった。援助 にあたる際は丁寧な聞き取りを行い、毎日のミーティ ングで相談者からの相談内容等の情報共有を行い、必 要な支援について検討した。
- (4) 民児協への挨拶や民生委員との情報交換会等で包括 パンフレットを配布。相談者宅訪問時にパンフを配布 するなどで周知。
- (5) 民生委員との地域情報交換会(2回開催)

<総合相談受付> (1)総合相談集計から東包括エリアで 特徴的な課題というのを分析できな

データを活用できなかった。 (2) 苦情受付がなかったことから丁寧 な聞き取り、支援の提供ができた。 (3) 知人から包括のことを聞いたの で、と言われることもあり相談窓口 として地域に浸透している。

かった。「健康とくらしの調査」の

(1) 受け付けた総合相談内容や「健康 とくらしの調査」等のデータ、から

を探り、課題解決に結びつける。 (2) 民生委員との情報交換会、民児協 地区定例会等で高齢者の総合相談窓 口の機能を周知し、地域の支援者と つながりを持つ。

住民が必要としている支援は何か、

R6年度計画

<高齢者虐待対応・消費者被害防止・ 成年後見制度の利用支援>

- (1)高齢者虐待の疑いがある場合には 関係機関と情報の共有を図り、迅速 に対応する。
- (2) 出前講座、民生委員との情報交換 会で消費者被害防止のための取り組 みを行う。
- (3) 成年後見制度について高齢者、住 民に周知を行う。

<高齢者虐待対応・消費者被害防止・成年後見人制度 の利用支援>

- (1)高齢者虐待 前年度から継続4人 年度内終了1 件(本人永眠のため)
- (2) 高齢者虐待のケース会議(年16回)
- (3) 成年後見制度申し立て支援1件
- (4) 成年後見制度関係ケース会議(年4回)
- (5) 民児協、民生委員との情報交換会の際、消費者被害 の啓発・成年後見制度の周知を行った。後見制度につ いては前年度の分析でより具体的な内容を知りたいと いう要望が多いことがわかり、周知の方法を検討する ことにしていたが新たな方法で周知できなかった。 (6) 消費者被害の相談はなし。

(1) 虐待ケースについては、行政と連 携し迅速に対応した。

(2) 成年後見制度について相談窓口と して包括を紹介しているが具体的内 容についての周知(勉強会など)はで きなかった。制度自体を充分に理解 してもらうにはある程度の時間が必 要であるが独居世帯、身寄りのない 世帯の増加により今後も制度利用が 増えると予想される。今後も周知は 必要。

<高齢者虐待対応・消費者被害防 止・成年後見制度の利用支援>

- (1)高齢者虐待の疑いがある場合には 関係機関と情報の共有を図り、迅速 に対応する。
- (2) 出前講座、民生委員との情報交換 会で消費者被害防止のための取り組 みを行う。
- (3) 成年後見制度の理解促進のために 住民向けに説明する機会を作る。

<地域ケア会議>

介護支援専門員が抱える困難事例を 専門職を交え検討することで、ケア マネジメントカの向上を図り、地域 課題を明確にする。

<認知症の方を支援する体制つくり> (1)認知症サポーター養成講座を開催

する。 (2) 誰もが気軽に参加できる場を開催 ジ的

及び協力をする。

<障がい者支援機関との連携強化>

- (1)高齢者・障がい者支援関連機関の 継 会議に参加する。 続
- 事的 (2) 障がい者支援機関との事例検討会 を実施する。

<地域ケア会議>

援)

- (1) 困難型地域ケア会議 (2回実施)
- ①精神疾患を抱えている人への支援 ②支援者不在の独居高齢者の最期を支えるための支
- (2)介護予防のためのケア会議に事例を提出(4事例) (3) 小規模多機能施設のケアマネジャーの支援として
- ケース会議開催(2回)
- (4) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーの後方支援と して同行訪問2件
- (5)居宅介護支援事業所からの相談件数196件

<認知症の方を支援する体制つくり>

- (1) 認知症サポーター養成講座(2回実施)
- (2)家族介護者交流事業、集いの場、認知症カフェー体 型で会を開催(1回)

<障がい者支援機関との連携強化>

障がい者支援機関と障がいの制度について学習会(1回|も障がい支援機関との連携が必要。 実施)

(1) 困難型ケア会議を通して地域の支 援者と連携できる関係性が構築で き、支援方法を検討することで地域 で支えていくための方法を検討でき

(2)介護予防のためのケア会議を通し て包括職員自身のケアマネジメント 力の向上が図れた。

(3) ケアマネジャーへの支援を行うこ とで地域のケアマネジメント力の向 上が図れた。

(4)認知症の方を地域で支えていくた めの場の定期開催が必要。そのため に地域に向けて周知が必要。

(5) 障がい制度から介護保険制度への 移行がスムーズに行えるように今後

<地域ケア会議>

介護支援専門員が抱える困難事例を 専門職を交え検討することで、ケア マネジメント力の向上を図る。

<認知症の方を支援する体制つくり

- (1)認知症サポーター養成講座を開催 する。
- (2)認知症カフェの開催。
- (3) 認知症地域支援推進員(包括看護 師)を主として認知症あんしんガイド を活用して認知症の理解促進になる ように周知活動に取り組む。

<障がい者支援機関との連携> 情報共有の場を設ける。

<地域のケアマネジャーと連携> ケアマネジャーが抱えている事例に 対して検討会を行う。必要に応じて 同行訪問を行い、支援にあたる。

<介護予防ケアマネジメント>

自立支援を促し、介護保険利用から 地域活動への移行を勧める。

<介護予防知識啓発>

出前講座を通じて介護予防に繋がる 内容を提供する。

<介護予防ケアマネジメント>

宅介護支援事業所への委託率は12.2%(前年度 10.8%)

本人、家族の現状を確認し、介護保険だけでなく、イ ンフォーマルサービスの活用も念頭におき、自立した 生活が送れるように支援を実施した。

<介護予防知識啓発>

- (1)出前講座 9回実施(前年度7回実施)
- (2) 運動、栄養、口腔ケア、認知症予防、感染症予防、 フレイル予防の内容で実施。

ことはなかったが繰り返し講座を行 うことで参加住民との繋がりが構築 できた。介護予防のために今後も講 座を開催し、繰り返しの啓発が必要 である。

(1)出前講座で地域の課題を発見する

(2)介護保険利用から地域活動に移行|予防プランの作成指導を行う。 する流れにはならなかった。

<介護予防ケアマネジメント>

- (1)介護予防ケアマネジメントマニュ アルに沿ったケアマネジメントを行 い、自立支援の観点から支援を行
- (2) 居宅介護支援事業所に対して介護

<介護予防知識啓発>

- (1)出前講座を継続開催し、介護予防 につながる内容を提供する
- (2)集まる場が途絶えた地区(江道地 区)、今まで関りが少なかった地区 (赤倉地区)に対して啓発の機会を作 る。

<介護者支援>

介護している家族や地域の住民を対 象にした介護者教室を開催する。(年

1回) <地域資源の活用>

地域の社会資源を活用し、介護相談

<その他>

男性高齢者が参加できる教室を開催 する。

|家族介護者交流事業、認知症カフェー体型で1回開 |催。

<地域資源の活用>

民間の薬局と合同相談会を予定していたが未開催。 <その他>

男性高齢者が参加できる教室(おとこしょの会)を1回 開催。(内容:歩行測定、施設入居、後見人制度、介護 | |予防について)

(1) 家族介護者交流事業のアンケート 結果で介護について話せる場が欲し いというニーズがあることがわかっ た。おとこしょの会とも合わせて、介 護している不安と共に自身の今後に つて不安を感じている住民が多いこ ともわかり、今後もACPの啓発は必要 である。

(2) 男性高齢者の社会参加への支援は 今後も継続が必要。

<介護者支援>

介護している家族や地域の住民を 対象にした介護者教室を開催す る。(年1回)

<その他>

男性高齢者が参加できる教室を開 催する。

会等を実施する。(年1回)

<介護者支援>

	地域ニーズとアセスメント(地域の強みも記え
高齢者の状況(R5.12.31現在)	介護認定者数(R5. 12. 31現在) (1)担当地区
匀 任 ↓ □ □ 0 6/6 ▶	64歳以下 65-74歳 75歳以上 合が他地区と

				地线— 人	\ <u>C / L</u>	ヘノノロ	'(上巴-)()	J)
高齢者	の状況(R5. 12. 3	1現在)	介護認定	者数(R5	5. 12. 313	現在)	(
包括	人口	9,646			64歳以下	65-74歳	75歳以上	
65歳以上(高齢化率)	3,796	39.35%	要支援 1	3	11	92	川 地
	65~74歳	1,654	17.15%	要支援 2	_	10	108	任
	75~84歳	1,338	13.87%	要介護 1	1	10	124	()
	85歳以上	804	8.34%	要介護 2	2	13	113	害
地区名	川治	六箇	吉田	要介護3	1	5	85	슫
地区人口	7,059	421	2,166	要介護 4	1	7	80	る
65歳以上人口	2,624	209	963	要介護 5	1	4	51	!
高齢化率	37.17%	49.64%	44.46%	計	9人	60人	653人	 호
介護予防支	援等の状況	兄(R5年度	延べ件数)	高齢者人口に対	する認定率	3.63%	30.49%	بر ;)
		包括	委託	65歳以上の記	認定者数		713人	· 全
介護予	防支援	1,057	124	65歳以上人口に対	する認定率		18.78%	繋
介護予防療	「アマネシ゛メント	711	70					•

[の共通健康課題として口腔機能低下者割 と比べるととても高い。

川治地区はフレイル予備軍が市内で一番高く、吉田 地区は認知機能低下者や低栄養割合者、1年間の転 到あり割合が高くなっている。 (2)この背景としては川治地区は歯磨きをしない者の

割合が高いこと、吉田地区は歯の痛みを持つ者の割 合が高いが歯科治療ができていないためと推測され る。低栄養については食生活に問題がある人が多 〈 、認知機能については社会参加の割合が低いこ 上、転倒については徒歩圏内に坂や段差など歩行の

支障になる箇所が多いためと考える。 ⑶ どの地区も振興会組織は充実。吉田地区は地区社 開催する。 会福祉会の活動や地域支援員を中心として地区内の となりを作るために積極的に活動している。

課題解決のための方策(方向性・方法) 優先順位別活動目標及び活動内容

<課題解決のための方策>

(1)健康調査の結果から当地域は要介護リスクの高 い地区である。フレイル予防、介護予防に重点を 置いて啓発を行う。

(2)川治地区は地区内の繋がりが希薄であり、困っ た時に助けを求める事が難しい。住民同士の繋が り、社会参加を目的として第2層協議体の設置、 更に地域住民助け合い組織の設立に向けて地区振 興会に働き掛けを行う。

<優先順位別活動目標及び活動内容>

(1) 地区内高齢者の口腔機能改善を目標としフレイ ル予防、口腔、栄養を中心に介護予防出前講座を

(2)住民同士の助け合い組織の設立を目標とし、地 区振興会と連携し地域課題の共有し話し合いを行 い、第2層協議体の設置に向けて活動を進めて行

<総合相談>

計

総

合

相

談

支

援

事

業

利

ア 包

マ

ネ

業

事

業

他

(1)総合相談集計と健康調査等をもとに 地域の傾向や地域課題を把握し、対応 策を事業計画に反映させる。

事業計画

1,768

R5年度

- (2)要支援認定を受けているサービス未 利用者の実態把握を行なう。 (3) 通いの場に積極的に出向き、支援を
- 必要とする高齢者を把握する。 (4) 民生委員懇談会からの情報をもとに 支援を必要とする高齢者の把握・対応 を行なう。

<総合相談>

194 **₩**総合事業対象者数(R5.12.31現在)

(1)相談内訳については、地区別で川治・六箇地区が69%、吉 |田地区が29.7%。新規相談者数は145人(前年151人)と減少。 うち独居36人、高齢者世帯34人、8050世帯(高齢の親と子)が9 人と半数以上を占める。そのうち127人が後期高齢者で87.6% を占める。認知症の方が40人で全体の27.6%(前年26.5%)と 微增。

実施状況

0人

新規相談のうち要介護認定申請を行った方102人で結果は要支 援1が21人、要支援2が24人。要介護1が25人、要介護2が 16人と軽度認定者が86%を占め、原因疾患は認知症、骨関節 疾患、癌、脳血管疾患の順となっている。

(2) 未利用要支援者については把握できた人のみ電話にて意向 確認を行った。

(3) 通いの場から1人相談があり介護サービスに繋げた。 (4) 民生委員からの情報をもとに高齢者を訪問し実態把握・対 応を行い、介護サービス利用に繋がった方は4人で全て独居 |高齢者。対応結果をフィードバックし情報共有している。

(1)総合相談件数については新規相談 者数、実人数、延べ人数共に減少傾向 だが独居者が増加し対応に掛かる時間 が増加。高齢と障害の多問題など複合 的な課題を持つ相談も増加傾向であり 今後も多職種連携が必要

評価

- (2) 未利用者要支援者の把握方法が課 題。市担当課と把握方法を検討し実態 把握を行い適切な支援に繋げる。
- (3) 通いの場への参加者に働き掛けて 身近の支援の必要な高齢者の情報発信 してもらう。
- (4) 民生委員との連携を深め、支援を 必要とする人の早期発見・対応に繋げ ていく。

R6年度計画 <総合相談>

- (1)総合相談集計や健康調査等の結果 をもとに地域の傾向や地域課題を把 |握し、具体的な対応策を事業計画に 反映させる。
- (2)要支援認定を受けているサービス 未利用者の実態把握を行なう。
- (3)通いの場に積極的に出向き、支援 を必要とする高齢者を把握する。
- (4) 民生委員懇談会からの情報をもと に支援を必要とする高齢者の把握・ 対応を行なう。

<高齢者虐待の防止及び対応・高齢者

消費被害防止及び対応・成年後見制度

(1) 高齢者虐待防止マニュアルに則っ

費被害防止及び対応・成年後見制度の利成年後見制度の利用支援> 用支援>

- (1)高齢者虐待防止マニュアルに則って 対応する。
- 擁 (2)高齢者虐待や多様化する消費者被害 護 に関する情報を把握し、介護予防出前 講座や民生委員定例会等での啓発、消 業 費者センターと連携を行う。

<高齢者虐待の防止及び対応・高齢者消|<高齢者虐待の防止及び対応・高齢者消費被害防止及び対応・

- (1) 高齢者虐待・・・新規(年度内終結) 1 件
- 身体・心理・経済的虐待の複合 (2) 消費者被害相談···O件
- 県消費者協会発行の情報紙を民生委員、介護支援専門員、小 多機事業所、訪問介護事業所へ情報提供。
- (3)成年後見制度申立支援・・・O件(相談のみ1件)
- (1) 介護支援専門員からの通報による 対応が1件。引き続き介護支援専門 員、サービス事業所に対する働きかけ が必要である。
- (2)消費者被害の相談も無いが、消費 |者センターと情報共有を図り、啓発に 取り組んで行く (3)成年後見制度についても地域住民

等への啓発に努めて行く。

(2)高齢者虐待や多様化する消費者被 害に関する情報を把握し、消費者セ ンターと連携し介護予防出前講座や

<地域ケア会議>

困難型地域ケア会議(年2回以上) 開

<介護支援専門員同士の連携>

- (1)居宅包括小多機合同事例検討会(年 2回)
- (2)中包括地域連絡会(2回)

<認知症の方を支援する体制づくり>

- (1)認知症サポーター養成講座 (3回以) 上)※担当地区内の小・中学校で開催 する。
- (2) 認知症カフェの開催 (年1回以上) <地域包括支援ネットワーク構築>
- (1) 民生委員懇談会の開催
- (2) 担当地区内の事業所との連携を図 続 事的 り、地域包括支援ネットワークを構築 する。

<地域ケア会議>

- 困難事例型地域ケア会議 2回
- ①「アルコールが止められない独居男性支援の事例」
- ②「多くの猫と暮らす認知症の症状が進行したAさんと通い 介護を担っている長女への支援の事例」
- <介護支援専門員同士の連携>
- (1)居宅包括小多機合同事例検討会 2回(2事例)
- ①「疾病(アルコール依存症)を抱える息子と二人暮らしで |経済的困窮もあるAさんの事例」
- ②「夫婦共に認知症があり日常生活に支障が出ているが、自 覚がないため支援介入困難な夫婦世帯を支える方法を考え る」
- (2) 中包括地域連絡会 2 回
- 「民生委員名簿・社会資源マップの紹介」
- <認知症の方を支援する体制づくり>
- (1) 認知症サポーター養成講座 5回 認知症サポーター養成数 131名 131名
- (2) 認知症カフェ・・・未開催
- <地域包括支援ネットワーク構築>
- (1) 民生委員懇談会・・・未実施 (2) 管内介護事業所との連携
- ①複合型介護施設よしだ運営推進会議
- ②とこしえりあん・ゆいテラスやまや運営推進会議
- ③特養まほろばの里川治入所判定会参加

- (1) 当地域はアルコール問題を抱える 方が多く大きな地域課題である。アル コール依存症になる前に適切なタイミ ングで介入することが大切だというこ と、困り感のない本人を治療に繋げる か本人に自覚させるためにできる事が 何かを共有できた。 (2) 多頭飼育の家庭は動物愛護セン
- ターの協力のもと、家族の理解も得て 捕獲に成功できた。家族ができないこ とを責めるのではなく、努力を労い信 頼関係を築く事の大切さを共有でき
- (3) 写真付の民生委員名簿を作成し居 宅介護支援事業所等に配布することで 民生委員とケアマネが連携し易くなる ことを期待、社会資源マップを有効に 活用し利用者支援に活かしてほしい。 (4) 認知症サポーター養成講座は全て 依頼を受けての開催であり、今後は計 画的に開催する。
- (5) 民生委員懇談会は準備不足のため 開催できなかった。

民生委員定例会での啓発を行う。

|の利用支援>

て対応する。

- <地域ケア会議> (1)困難型地域ケア会議(年2回以上)
- <介護支援専門員同士の連携>
- (1)居宅包括小多機合同事例検討会 (年2回)
- (2)中包括地域連絡会(2回)
- <認知症の方を支援する体制づくり>
- (1)認知症サポーター養成講座(3回 以上)※担当地区内の小・中学校で開 催する。
- (2)認知症カフェの開催(年1回以上) <地域包括支援ネットワーク構築>
- (1)民生委員懇談会の開催
- (2) 担当地区内の事業所との連携を図 り、地域包括支援ネットワークを構 築する。

<介護予防ケアマネジメント>

- たケアマネジメントを行う。
- (2)介護予防のための地域ケア会議に事 ネ介 例提供すると共に、会議に見学参加し ジ護ケアマネジメントの質の向上を図る。 メ予 (3) 要支援から要介護への移行率を15%
- ン防以内に抑える。 <介護予防の知識啓発と環境づくり> |介護予防出前講座を10回以上開催す る。

<介護予防ケアマネジメント>

- (1)適切なケアマネジメントを行い、利 (1)年間の新規サービス利用者数は委託も含め60人(前年59人) | 所の人員減による委託返還があり委託 用者の尊厳の保持、自立支援を意識し ┃と微増。年間給付管理件数も前年比96.2%と減少。委託は前年 ┃件数の減少がそのまま年間給付管理件 ┃識したケアマネジメントを行う。 比71.6%と大幅に減少。
 - 手すりや歩行器といった福祉用具を利用者の生活向上や自立 |支援の視点を意識してケアプラン作成を行った。福祉用具の| 位置づけは全体の54.5%と僅かに減少。
 - (2)介護予防型地域ケア個別会議に4事例を提供。各専門職か ら助言を頂き、ケアプランに反映させた。 (3) 要支援から要介護認定に移行した方35人で移行率15.2%
 - (前年39人 移行率17.2%)と概ね達成。 <介護予防の知識啓発と環境づくり>
 - 介護予防出前講座 9回 98人が参加
- 数の減少に繋がっており、委託利用者 |(2)介護予防のための地域ケア会議に の増加が今後の課題である。 (2)要介護から要支援に移行した方が

(1) R 5 年度は職員の退職、委託事業

- 6人であり多くの利用者が現在の認定 を維持できている。
- (3) 介護予防出前講座は計画回数には 満たなかったが、フレイル予防に重点 をおいて、各講師と相談をしながら実 施できた。

<介護予防ケアマネジメント>

- (1) 利用者の尊厳保持、自立支援を意
- 事例提供すると共に、会議に見学参 加しケアマネジメントの質の向上を 図る。
- (3) 要支援から要介護への移行率を 15%以内に抑える。
- <介護予防の知識啓発と環境づくり> 介護予防出前講座を10回以上開催す

<包括の周知・啓発活動充実>

- (1) 中包括だよりの発行(年2回)
- (2) 高山かわら版への寄稿
- (3)地域サロンや老人クラブに出向き、 そ 活動を把握市介護予防出前講座等の啓 |発活動に繋げる。
 - <職員の資質向上>
 - (1)定例部内会議(月2回)の継続
 - (2) O J T 研修への参加

<包括の周知・啓発活動充実>

- (1)中包括だよりの発行(年2回) (2) 高山かわら版への寄稿(年4回)
- (3))コロナ禍以降は各地域サロン、老人クラブ共に活動は縮
- 小化しており参集機会が減少している。
- HGS創英角ポップ体
- (1) 定例部内会議(月2回)の継続
- (2) OJT研修への参加・ジョブメドレー研修
- (1) 中包括独自の取組で地域に向けた 情報発信ができた。今年度はコロナ5 類移行の対応や高齢者の運転問題とい うタイムリーな内容を伝えることがで
- (2) O J T 研修のほか今年度法人で導 入したジョブメドレーを各自で動画を 視聴し自己研鑚に努めた。

<包括の周知・啓発活動充実>

- (1)中包括だよりの発行(年2回)
- (2) 高山かわら版への寄稿
- (3)地域サロンや老人クラブに出向 き、活動を把握市介護予防出前講座 等の啓発活動に繋げる。

<職員の資質向上>

(1)定例部内会議(月2回)の継続 (2) O J T 研修への参加・ジョブメド レー研修

ーズとアセスメント(地域の強<u>みも記入)</u> 地域二

介護認定者数(R5.12.31現在) 高齢者の状況 (R5. 12. 31現在) 包括人口 9,243 64歳以下 65-74歳 75歳以上 3,852 65歳以上(高齢化率) 41.67% 要支援1 65~74歳 要支援2 1,775 19.20% 3 90 7 75~84歳 1 1,196 12.94% 要介護 1 8 101 85歳以上 881 9.53% 要介護2 5 10 107 中里 地区名 水沢 要介護3 119 地区人口 4,717 4,526 要介護4 136 1 5 65歳以上人口 1,921 1,931 要介護 5 6 66 高齢化率 40.73% 42.66% 計 11人 64人 697人 高齢者人口に対する認定率 介護予防支援等の状況(R5年度延べ件数) 3.61% 33.56% 委託 包括 65歳以上の認定者数 761人 介護予防支援 964 191 65歳以上人口に対する認定3 介護予防ケアマネジメント 672 108 299 計 1,636 総合事業対象者数(R5.12.31現在)

<高齢者の状況・背景>

(1)高齢化率は年々増加(前年比0.7ポイント増)し、65歳以上人口 に対する認定率は減少傾向(前年比0.86ポイント減)にある。 (2)高齢者への健康調査(2022年)によると、友人知人と会う頻度 が高い(月1回以上)者の割合が高い一方で、通いの場参加者割 合、情緒的(心配事や愚痴、看護や世話)サポートの提供・受領 者割合が低い傾向がみられた。

(3)3年前調査と変わらずフレイルあり割合、低栄養者割合、認知 症リスク者割合、うつ割合、IADL(買い物や掃除、金銭管理、料 理、移動等)低下者割合が高い傾向がみられた。

<地域の特徴・課題>

(1)独居者・孤食者割合が比較的低く、商店・施設・移動販売が徒 |歩圏内にある者や収入のある仕事への参加者(月1回以上)割合|講座を開催。 が高い地域である。

(2)訪問介護事業所の休止予定や支援員・ボランティア登録の不 足等により、希望するサービス等の利用に制限が出てきている。 (3)家族介護者同士の交流や介護方法、サービスの利用方法な どの相談や助言を得る機会や場がない。

要である。

課題解決のための方策(方向性・方法) 優先順位別活動目標及び活動内容

⑴介護予防・フレイル予防の啓発を積極的に行い、高

齢者自らが予防の取り組みができる。 ①これまでに開催していなかった地域や集まりの場が ない地域での介護予防出前講座の開催。

②介護保険制度に関する学習会、出張相談会の開 催。

(2)地域の実情に合ったニーズに対応する支え合いや サービス提供体制づくりを目指す。

①地域住民や関係機関との情報交換及び連携強化 ②介護者に必要な支援をリサーチし、介護教室又は 介護者交流の開催。

③幅広い世代、属性を対象に認知症サポーター養成

R5年度 <総合相談>

総

合

相

援

事

業

ケ

ア

括 ネ

継

続

的

る。

メントの実施。

事

業

ケ

ア

ネ介

事

業

そ

0

他

ジ護用。

をする。

(1) 高齢者に関する様々な相談 について、3職種等が連携し丁 寧に聞き取り対応する。

事業計画

(2)総合相談集計と健康調査等 をもとに傾向や地域資源・課題 等を把握し、課題解決に向けて 計画的に取り組む。

<地域包括支援ネットワーク構 築、実態把握>

(1)振興会や地域懇談会、民生 委員定例会(各地区2回以上)へ の参加。

(2)ホームページで活動内容を 発信(隔月)。

〔総合相談>

(1)総合相談の対象実人数は359人(前年比90%)。相談延べ人員は1,593人(前 年比67.8%)。相談内容は多い順に介護、医療、認知症、介護予防・生活支援 サービスに関すること。相談者は本人、家族や親族、行政機関。地域住民や民 生委員からの相談は約2%を維持。相談方法は電話、訪問、来所で、いずれも 前年並みの傾向であった。

実施状況

(2)新規相談者の傾向として、

①相談者は多い順に家族、行政、医療機関。自立相談者の相談後の介護認 定結果は要介護30%、要支援29%、自立23%(前年比7ポイント減)で、自立の割 合が減少している。

②男女共に後期高齢者から介護保険申請件数が増加し、男性は75~79歳 女性は90歳以上が多い。女性は加齢と共に申請件数が増加する一方、男性 は70歳を過ぎると横ばいの傾向がみられた。単身又は高齢者世帯、高齢者と 独身の子の世帯からの相談は62%(前年比9ポイント増)で年々増加している。 <地域包括支援ネットワーク構築、実態把握>

(1)地域懇談会(縮小)、民生委員定例会(水沢地区2回、中里地区2回)。一人暮 らし高齢者の集い1回。

(2)ホームページ上に活動内容を随時発信した(19回、前年比158%)。 (3)高齢化集落に関するヒヤリングへの参加、情報交換2回。

がある。 (2)新規相談者は対象者の家族が多いことから、 全世代に向けたセンターの役割周知が今後も必

評価

(1)総合相談の対象実人数は微減した。相談延

べ人員の減少は集計方法の見直しによるもの。

|複合的に課題を抱えている世帯や単身又は高

齢者世帯、高齢者と独身の子の世帯からの相談

は増加傾向。今後も多職種連携し対応する必要

(3)新規相談者の男性については、70歳を過ぎる と介護保険申請件数が横ばいの傾向がみられ たことから、今後更に分析し、男性を対象とした 介護予防の取り組みについて検討していく必要 がある。

(4)高齢化集落を中心に情報交換、課題の把握 に努めた。地域住民や関係機関との情報交換及 び連携強化により、地域の実情に合ったニーズ に対応する支え合いやサービス提供体制づくり の展開について検討していく必要がある。

R6年度計画 (総合相談>

(1) 高齢者に関する様々な相 談について、3職種等が連 携し丁寧に聞き取り対応す

る。 (2)総合相談集計と健康調査 等をもとに傾向や地域資 源・課題等を把握し、課題

解決に向けて計画的に取り

組む <地域包括支援ネットワーク 構築、実態把握>

(1)民生委員定例会(各地区 2 回以上)への参加。

(2) 地域住民や関係機関との 情報交換及び連携強化。

<高齢者虐待・消費者被害防止 及び対応、成年後見制度利用等 の支援>

(1) 高齢者虐待防止対応マニュ アルに則って対応する。 利

(2) 高齢者虐待や多様化する消 擁 費者被害に関する情報を把握 し、介護予防出前講座や民生委 事 員定例会等での啓発、消費者セ

ンターとの連携を行う。

<高齢者虐待・消費者被害防止及び対応、成年後見制度利用等の支援> (1)高齢者虐待 新規1件(施設への分離支援)。

(2)高齢者虐待の疑い事例6件(前年比50%)。支援者会議等を開催し、処遇困 難ケースとして介護支援専門員等の後方支援で対応した。

(3)成年後見申し立て支援O件。 (4)成年後見制度・高齢者虐待・消費者被害に関する啓発。

民生委員定例会2回、介護予防出前講座10回、健康セミナーにてチラシの配 布、情報提供や意見交換を実施。

(1)高齢者虐待防止対応マニュアルに則って適切 <**高齢者虐待・消費者被害防** に対応できた。

(2)高齢者虐待に関する相談があった際、職種に 関わらず事実確認を適切に行えるよう研修を通 して必要なスキルを身に付けていく必要がある。 (3)高齢者虐待の早期発見・再発予防には関係 支援者や民生委員、地域住民等との連携、見守 り、支援が引き続き必要である。

止及び対応、成年後見制度利 用等の支援>

(1) 高齢者虐待防止対応マ ニュアルに則って対応す

(2) 高齢者虐待や多様化する 消費者被害に関する情報を 把握し、介護予防出前講座 や民生委員定例会等での啓 |発、消費者センターとの連 携を行う。

<地域ケア会議>

困難事例型地域ケア会議を開催 (年2回以上)し、地域課題の抽 出と介護支援専門員のスキル アップを図る。

<介護支援専門員同士の連携・ 個別ケアマネジメント支援> ケアマネ連絡会の開催(年2 回)

<障がい者支援機関との連携強 化>

(1) 高齢・障がい支援機関連絡 会の参加(年1回)。

(2)相談支援事業所と連携し、 高齢障がい者の介護保険へのス ムーズな移行を支援する。

<介護予防ケアマネジメント>

(1)ケアプランが自立支援に向

けた目標の設定、介護保険外の

サービス活用が可能か確認す

(2)介護予防ケアマネジメント

マニュアルに則ったケアマネジ

(3)ケースファイルの適正な管

学者としても参加し、伝達研修

<介護予防・認知症に関する知

(1)介護予防出前講座の開催15

(2) フレイルの定義の周知とそ

理・保存。「米ねっと」の活

メ予 (4)介護予防型地域ケア個別会

識啓発と環境づくり>

の予防に関する啓発。

ン防|議に事例提供(年1回以上)。見

<地域ケア会議>

困難事例型地域ケア会議の開催1回。

テーマ「統合失調症を患いながら人工透析を行う独居高齢者の自宅での生活 継続につなげた支援」

<介護支援専門員同士の連携・個別ケアマネジメント支援>

(1)ケアマネ連絡会の開催2回。

学習会「家族介護者の仕事と介護の両立支援について」、事例検討会「施設入 所に至る本人の意思決定支援について」を開催した。 (2)民生委員や地域の事業所、住民等との連携。

民生委員定例会4回、地域密着型サービス事業所運営推進会議(2事業所 計 7回)への参加。

<障がい者支援機関との連携強化>

(1)高齢・障がい支援機関連絡会O回。

(2)法人内相談支援事業所(障がい・高齢)で研修会開催1回。

(3)障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続きに関するフロー 図の再確認。

<介護予防ケアマネジメント>

(1)給付管理件数は1,935件(前年比94.7%)で微減傾向。

(2)3職種(主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士)の適正な給付管理に努 め、居宅介護支援事業所への委託管理をすすめた。委託率は15.5%(前年比 123%)で増加。

(3)「米ねっと」のTeam連携新規申請数は14件(前年比100%)で、入退院をきっか けに申請する傾向がある。

(4)介護予防型地域ケア個別会議事例提供(4件)。見学者でも参加した。

<介護予防に関する知識啓発と環境づくり>

(1)利用者満足度調査の実施(回収率78%)。

(2)介護予防出前講座の開催10回(前年比166%)。 参加者114人(前年比 180%)

①出前講座の内容は市の健康課題とフレイル予防(口腔ケア・栄養改善)、熱 中症予防について周知、指導を行った。

②参加者は前期高齢者33人、後期高齢者81人。男性37人、女性77人。前期 高齢者と男性の参加は例年少ない傾向である。

(3)認知症初期集中支援チームの活用(前年度からの継続1件)。

サービス利用の継続を確認し、年度内で終結した。 (4)高齢者の健康福祉出張相談会(3回)

水沢地区(1回)、中里地区(2回)

(5)認知症地域推進員が中心となり、「認知症ガイド」を更新。

<介護者・当事者支援>

(1)健康セミナーの開催(70歳対象に2回)。参加者12人。

中里支所との共催。介護予防の意識付けとして体力測定・運動、認知症予防 の講座を開催。

(2)らいふノートセミナー1回。参加者8人(前年比200%)。

中里支所との共催。らいふノート(エンディングノート)の目的・書き方、介護予 防・健康づくりに関する講座を開催。

(3)介護保険制度に関する学習会1回。参加者20人。

認知症サポーター養成講座の開催 6回。

保育園3回、小学校1回、中学校1回、ボランティア団体1回

(1)地域ケア会議から出た地域課題

①公共交通機関を用いて中里地区から人工透 析に通うことができているが、本人の歩行能力、 公共交通機関の利用方法の理解力、公共交通 機関までのアクセスなどの条件が満たせない ケースにおいての支援に課題が見えた。

②地域資源を把握し、個別の状況に合わせた 資源の活用方法の検討、継続するための工夫・ 調整が必要なことを確認した。

(2)両立支援制度を理解し、データに基づいた介 護離職のメリットデメリット、介護休暇は介護者 が介護に専念するための時間ではなく、体制づく り(仕事と介護の両立)の準備期間であることを 学び、今後の業務に役立てる機会となった。今 後も介護支援専門員のニーズや課題に基づく内 容を企画していく必要がある。

(1)介護予防出前講座では開催数、参加者共に R4年度を上回った。今後は社協や地域の通い の場等とも連携し、これまで開催していなかった 地域でも開催し、認知症予防とフレイル予防につ いて啓発をする必要がある。また、前期高齢者 や男性へのはたらきかけについては、事例の内 容を更に分析し、地域の実情に合った取り組み |を検討していく必要がある。

(2)「健康福祉出張相談会」では支援が必要な人 の早期発見、身近な場所で相談できる機会の提 供、センターの役割周知等だけでなく、介護予防 に関する啓発にもつながることが期待できるた め、今後も開催場所、方法等を検討しながら継 続した取り組みが必要である。

(3)認知症になっても安心して地域で生活してい けるよう「認知症ガイド」を積極的に活用してい

(1)「健康セミナー」と「らいふノートセミナー」につ

いては参加者が低迷している。今年度は内容を

見直し、効果的な開催方法等について支所と検

(2)家族介護者から認知症や介護に関する教室

や交流の場の要望があり、効果的な開催の在り

(3)「認知症サポーター養成講座」を幅広い年代、

属性を対象に開催し、認知症の理解、地域での

方について検討し、開催していく必要がある。

討していく必要がある。

支え合いづくりにつなげる。

<地域ケア会議>

困難事例型地域ケア会議を 開催(年2回以上)し、地域課 題の抽出と介護支援専門員 のスキルアップを図る。

<介護支援専門員同士の連 携・個別ケアマネジメント支 援>

ケアマネ連絡会の開催(年2

回) <障がい者支援機関との連携

強化> 相談支援事業所と連携し、 高齢障がい者の介護保険へ のスムーズな移行を支援す

<介護予防ケアマネジメント

(1) ケアプランが自立支援に 向けた目標の設定、介護保 険外のサービス活用が可能 か確認する。

(2)介護予防ケアマネジメン トマニュアルに則ったケア マネジメントの実施。

(3)ケースファイルの適正な 管理・保存。「米ねっと」 の活用。

(4) 介護予防型地域ケア会議 に事例提供し、伝達研修を

する。 <介護予防・認知症に関する 知識啓発と環境づくり>

(1)介護予防出前講座(18 回)、出張相談会の開催。 (2)認知症ガイドの普及啓

発、活用。

<介護者・当事者支援> (1) 家族介護教室・介護者交 流事業の開催1回。

習会の開催2回。 <認知症に関する知識啓発と

(2)介護保険制度に関する学

体制づくり> 認知症サポーター養成講座

の開催5回以上。

<介護者・当事者支援>

(1)健康セミナー(70歳対象、2 回)の開催。

(2) らいふノートセミナー1回 (3)介護保険制度に関する学習

制づくり> 認知症サポーター養成講座の開

会 1 回 <認知症に関する知識啓発と体

催5回以上。

<認知症に関する知識啓発と体制づくり>

(5)

松之山

データ(情報源も記入) 強みも記入)

				地域ニーズ	とアセス	<u> メント</u>	(地域の	
高齢者	の状況(R5. 12. 3	1現在)	介護認定者数(R5.12.31現在)				
包括	人口	4,248			64歳以下	65-74歳	75歳以上	
65歳以上(高齢化率)	2,245	52.85%	要支援1	1	8	37	
	65~74歳	876	20.62%	要支援2	1	4	75	
	75~84歳	721	16.97%	要介護 1	_	6	85	
	85歳以上	648	15.25%	要介護2	_	6	96	
地区名	松代	松之山		要介護3	1	8	98	
地区人口	2,617	1,631		要介護 4	1	3	61	
65歳以上人口	1,330	915		要介護 5	2	3	39	
高齢化率	50.82%	56.10%		計	6人	38人	491人	
介護予防支	接等の状況	兄(R5年度)	延べ件数)	高齢者人口に対	する認定率	4.34%	35.87%	
		包括	委託	65歳以上の記	認定者数		529人	
介護予	防支援	684	40	65歳以上人口に対	する認定率		23.56%	
介護予防力	「アマネシ゛メント	394	7					
Ē	†	1,078	47	総合事業対象	 者数(R5. 12	2. 31現在)	0人	

(1)人口は市内で1番少なく、高齢化率は最も高い。 近年、若い世帯が移住する集落もある。

(2)65歳以上人口に対する認定率は23.56%と市内で 最も高く、認定者数のうち76.56%(昨年より-4.85%) が要介護と認定されている。R5年度の新規 認定者の割合は、要支援者が高くなった。 (3) 飲酒・金銭問題、高齢者虐待、身寄りや終活な

ど、複雑な相談が年々増えている(総合相談集計・ 地域事例検討会より)。物忘れが多い、趣味の活動 やスポーツの会に取り組む割合が少ない(健康とく らしの調査2022より)。 (4) 買い物に不便な地域。公共交通機関の減少や移

動販売車の範囲の縮小がある。しかし、独自に買い 物支援を行う集落もある(日々の活動)。 (5) 移動手段が限られる。高齢者ドライバーが多

い。松之山地区は福祉有償運送サービスをNPO法人 松之山いきいき隊が実施している。

1件

課題解決のための方策(方向性・方法) 優先順位別活動目標及び活動内容

(1)介護予防事業の継続と充実を図り、元気な高齢者 を増やす。

- ①介護予防出前講座の実施・継続
- ②各地区へ出前講座の実施 ③その他の健康教育など
- (2)地域のネットワーク(見守り支援体制)の構築を関 係者や住民と検討し 地域で安心して暮らせるように する。
- ①関係者間での情報共有や課題への対応策の検討
 - 地域事例検討会の充実
 - ・職員資質向上の各種研修参加や企画を実施する ・西包括エリア内での関係者(市の企画政策課、社
- 協地域福祉係)連携会議の実施 ②地域住民への啓発活動
 - ・認知症サポーター養成講座の実施
 - ・家族介護者のつどい実施
 - 権利擁護、消費者問題、終活に関しての啓発

R5年度 <総合相談>

合

相

談

支

援

事

業

ア

メ 継

1 事的

業

ア

マ

事

業

|ネ介

続

(1)総合相談集計からの分析を継続し 高齢者や地域の課題特色を把握し、包 括の各事業に繋げる。

事業計画

(2) 民生委員を対象に介護予防出前講座 を開催する。

気軽に相談が受けられるよう、西包括 独自のチラシを作成、配布する。

実施状況 <総合相談>

(1)総合相談集計結果から全相談者数は1,073人と年々 |増えている(前年+12%)。例年介護に関する相談が最も 多いが、特に認知症の相談が年々増えており、医療や ↑介護申請等の支援に繋がっている。また、件数は少な いが高齢者虐待、成年後見関係、その他(家族の問 題、居住関係、自死等)の相談が増えており、困難事 |例として継続的な支援が必要になっている。

(2) 4月の民生委員地区定例会にて包括の各事業と介 護予防、早めの介護予防の大切さについて周知した。 民生委員からの個別の相談は11件あり対応した。 松代地域民生委員へ介護予防出前講座と認知症サポー ター養成講座を実施した。

西包括独自にチラシの作成はできなかった。

評価 <総合相談> (1)相談件数の増加は、包括の認知度 が

少しずつ地域に浸透してきていると考え る。民生委員のみでなく、地域住民が気軽|施する。相談件数や内容を介護予防事業 |に相談が受けやすいように、訪問や地域で|や事例検討会の実績と合わせ分析・評価 の活動の際に周知をしていく必要がある。

(2)相談内容の分析から包括の活動目標と して認知症予防への取り組み(サポーター 養成講座)介護予防事業(介護予防出前講

座)を挙げることができた。権利擁護の相 談やその他の困難な相談に対して今後対応 策を検討する必要がある。

R6年度計画

(1)総合相談集計の詳細な分析を月毎に実 をする。

(2) 高齢者の相談窓口の啓発・周知の継 続

西包括独自のチラシを作成し、地域住民 や各関係機関に配布する。

(3) 包括職員のスキルアップ

①困難事例の相談や対応が誰でもできる ように職員間の情報共有や記録の管理、 自己研修を図る。

②係内会議の充実(週1回)。

<高齢者虐待>

(1)早めの気づき、連携が行えるよう各 サービス事業所に周知すると共に高齢 者虐待防止対応マニュアルに沿って対 応を行う

利 <成年後見>

擁 (1)消費者被害防止については出前講座 や介護者の集い等でも周知し、地域住 護 事 民へ啓発をする。

(2) 支援を必要とする高齢者が地域で孤 立しないように終活や制度利用につい て相談に応じ、関係機関との連携を図 る。

〈高齢者虐待>

(1) 松代、松之山地区の民児協定例会にて高齢者虐待 の早期発見と消費者被害の防止・啓発を行った。 (2)高齢者虐待 継続2件、新規1件(終結1件)。 新規は居宅介護支援事業所からの相談。

(3) 高齢者虐待疑い2件 包括的・継続的ケアマネジ メント支援にて対応中。

R6.3月高齢者虐待対応研修会の実施 参加者23人 <成年後見>

(1) 成年後見制度申立て支援(親族申し立て) 2件 (2)死後事務委任契約、財産管理契約等の相談 1件 (3) 遺言書作成に関する相談 2件

(1) 虐待の早期発見のポイントの振り返り や研修会を行ったことで、居宅介護支援事 業所等より虐待に対する知識や早期対応方 法について学んでもらうことができた。 (2)年々、身寄りがなく金銭管理や家屋の

処分等の終活に関する相談が増えている。 成年後見制度や死後事務委任契約など関係 機関と連携を図りながら支援する必要があ

<高齢者虐待>

早めの気づき、連携が行えるよう各サー ビス事業所に周知する。虐待の通報が あった場合は包括内で検討し、高齢者虐 待防止対応マニュアルに沿って関係機関 と共に迅速な対応を行う。 <成年後見>

支援を必要とする高齢者が地域で孤立し ないよう終活や制度利用に向けて随時相 談対応をする。

<消費者被害>

訪問販売等の消費者被害防止について出 前講座や介護者の集い等で周知・啓発を する。

<地域ケア会議>

困難事例解決型地域ケア会議を必要時 開催できるようにし、課題解決に向け て行政や各関係機関と検討を行ってい く (3回)

<地域関係者との連携・情報共有>

松代・松之山事例検討会、松代病院連 絡会では関係機関と連携し、検討を行 うことで課題に対し、解決策を見い出 していく

<認知症の方の支援・体制つくり> 学校の他、民生委員対象に認知症サ ジ的ポーター養成講座を実施していく(3 回)。

<地域ケア会議>

(4)消費者被害の相談

(1)困難事例解決型地域ケア会議2回

テーマ「支援を振り返ってみて、よりよい対応が他に なかったか」、「身寄りがいない金銭管理ができな い、独居で虚弱な71歳女性への支援をどうするか」

<地域関係者との連携・情報共有>

- (1) 西包括エリア他事業所合同事例検討会1回 -マ「家が好きな要介護障がい高齢者の今後の支援 について」
- (2) 松代·松之山事例検討会(毎月)
- (3)松代病院連絡会(毎月)
- (4) 西包括エリア居宅、包括、通所サービス事業所連 携会議1回
- (5) 松代・松之山民生委員児童委員定例会4回

<認知症の方の支援・体制つくり>

- (1) 認知症サポーター養成講座2回
- 松代中学校1年生、松代民生委員
- (2)松代中学校2年生を対象に高齢者疑似体験と認知症 サポーターフォローアップ講座を実施。

(1) 地域ケア会議は終結ケースの振り返り を行ったことで、気付かなかった課題抽 出、対応策の助言を受け、担当ケアマネの 心の引っかかりが解消できた。その後、同 じ境遇の利用者支援に活かすことにも繋 がった。

(2) 西包括エリア他事業所合同事例検討会 では今後の方向性として成年後見制度利用 に向けて検討が行えた。

(3) 困難ケースは、困難事例解決型地域ケ ア会議や松代病院連絡会につなげ、課題を 共有し包括的な支援に結びつけた。

(4) 老健施設閉鎖による通所サービスの円 滑な移行が行えるよう、市の介護保険係の 仲介を受け、上手く相談をまとめることが できた。

(5) サポーター養成講座受講後の活動する 場が現段階で不明。今年度初の試みとし て、昨年受講した中学2年生にフォロー アップ講座を実施し、認知症への理解や対 応についてより意識が深まり効果的だっ た。民生委員からも、子どもの頃から認知 症への早期理解が大切との意見もあり、今 後は学童や幼児などへの事業展開も視野に いれていく必要がある。

<地域ケア会議>

困難事例解決型地域ケア会議を必要時開 催できるようにし、課題解決に向けて行 政や各関係機関と検討を行っていく(3) 回)

<地域関係者との連携・情報共有>

精神疾患や認知症、経済的な理由、訪問 拒否等によりサービスにつながらない ケースなどに早期介入できるよう、進捗 状況を事例検討会で共有し、重度化や虐 待の未然防止を図るとともに切れ目のな い支援体制を構築する(月1回)

<認知症の方の支援・体制つくり>

(1)認知症サポーター養成講座3回 [実施対象]

①松代中学1年生

②十日町高校松之山分校3年生

③松之山地域民生委員

(2) 認知症サポーターフォローアップ講座 【実施対象】 松代中学2年生

(3)認知症について知識・啓発 認知症あんしんガイドブックを利用した 相談・健康教育の実施

<介護予防マネジメント>

働きかけ、早めの介護申請に結び付 け、軽度申請者の割合を増やしてい

(2)介護予防型地域ケア会議での学びや 助言内容をケアマネジメント業務に活

メラ 介護予防出前講座は地区担当保健師、 ン防社協地域福祉係と連携し、活動の場が 少ないエリアを優先に介入していく。 早期の介護予防、介護申請につなげる |観点から民生委員を対象としても介入 していく(26回)。

<介護予防ケアマネジメント>

(1)総給付管理件数は1,124件(前年比121.4%) 請者、要支援者の割合も増えた。要因は行 (1)民生委員や地域住民、各関係機関とも 新規申請者は111人(前年比137%)と増加し、要支援者 政からの相談や通所介護のパワーリハ利用 連携し働きかけ、早めの介護申請に結び (1) 民生委員や地域住民、関係機関にも 1(1) 総給付管理件数は1,124件(前年比121.4%) (55%)の割合が要介護者(45%)より多くなったこと で、給付件数(前年比介護予防支援106%、介護予防マ |ネジメント166%)が増加した。

> |(2)介護予防型地域ケア会議への事例提供4事例 <介護予防知識啓発>

(1)介護予防出前講座(26回実施) 277人参加 【内容】フレイル予防の知識・啓発 ①運動 4回 ②栄養 3回 ③口腔ケア 5回

④包括 6回 ⑤包括 + 支所保健師 8回 * 今年度はサロン以外での地区で支所保健師と共催で ┃出前講座を実施した。

(1) 新規相談件数が増えたことで、新規申 者が増えたことが考えられる。 (2)介護予防出前講座参加者のアンケート

実践が9割を占めていた。また、地域で集|言内容を引き続きケアマネジメント業務 まることの大切さを感じていることもわか に活かしていく り、出前講座の開催は地域の活動にも浸透 しており、今後も続けていく必要がある。 また、サロンの活動がない集落等を対象に 支所保健師と共催したことで、集落の状況 がわかり、新たな立ち上げにも繋げること ができた。引き続き支所保健師や社協地域 福祉係と連携し、次年度も働きかけていく 必要がある。

<介護予防マネジメント>

付け、軽度申請者の割合を維持していけ るようにしていく。

結果から、フレイル予防についての理解や┃(2)介護予防型地域ケア会議での学びや助

<介護予防知識啓発>

(1)介護予防出前講座 30回

①サロン対象 21回

②松代・松之山地域(支所と共催)9回 【内容】フレイル予防・認知症予防

(2)生きがいデイ介護健康講座

生きがいデイサービス利用者 【内容】・歩行分析、介護予防・健康講

<介護者支援>

話等

高齢化率が高く子供が遠方で、独居や高齢|松代・松之山それぞれの居宅介護支援事

<介護者支援> (1) 入所施設を持つ居宅介護支援事業所 が家族介護者への研修会を実施する予 |定のため、包括は今年度せず、対象者| の への周知と参加の促しをしていく。 他

<介護者支援>

|家族介護者教室・介護者交流教室1回 テーマ「これからの人生のために~今から始める終活

終活についての講話をNPO法人十いろの講師を招い て、居宅介護支援事業所が研修会として実施した。包 |談していくことが大切だと意識するいい機 | していく (2回)。 括、居宅支援事業所でチラシを配布し参加者を募り、 送迎の支援を実施した。

<介護者支援>

|夫婦のみの世帯が多いことから生活に不安|業所が家族介護者への研修会を検討して を感じている高齢者は多い。老後の暮らし|いるため、包括は今年度もせず、対象者 を元気なうちに本人、子供たちと事前に相への周知と参加の促し、開催支援を実施 会となった。

令和6年度 十日町市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「十日町市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の 基本的な考え方について明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率 的な実施に資することを目的に策定する。

この運営方針については、「十日町市介護保険事業計画」や「十日町市地域包括支援センター運営事業実施要綱」に沿って策定するものであり、地域包括支援センターは本運営方針に基づき「事業計画書」を作成することとする。

Ⅱ 地域包括支援センターの目的

- 1 地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の46)である。
- 2 高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域住民とともに 地域のネットワークを構築しつつ、個別のサービスをコーディネートし、包括的および 継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの推進を目的とする。
- 3 地域包括支援センターの設置主体は十日町市であり、市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に関与する。

Ⅲ 運営上の基本的な考え方

- 1 公益性の視点
 - (1) 市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業 運営を行う。
 - (2) 地域包括支援センターの運営費用は、介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを理解し、特定の事業者等に不当に偏らない事業運営を行う等、適切な事業を行う。
- 2 地域性の視点
 - (1) 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適正かつ柔軟な事業運営を行う。
 - (2) 地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動業務に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取組む。
- 3 協働性の視点
 - (1) 地域包括支援センターの専門職(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)は、連携・協働し、業務全体にチームとして取組み課題解決に努める。
 - (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築する。また、共通する課題については市内5か所の地域包括支援センターで検討

し、互いに共同して取組む。

Ⅳ 業務推進の指針

1 事業計画の策定

地域包括支援センターの業務を効果的に遂行するために、地域包括支援センターの目的や運営方針に沿って、担当圏域ごとの地域課題を様々な角度から分析するため、各種統計資料・JAGES 調査等の情報や総合相談集計、活動の実際から得た情報を基に、職員全員で地域課題の検討と整理をし、事業計画について協議、策定する。

また、年間計画や目標について達成に向けた進行管理を行うとともに、事業を継続的に 改善していくために、PDCA サイクルによって業務の計画と評価を繰り返しながら質の向 上に努める。

なお、市の現状及び地域のニーズに応じて取組む重点的に行う業務について下記のと おり示す。

(1) 市の現状

当市の総人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいる。令和5年10月1日現在の高齢化率は41.17%(国29.1%、県34.0%)であり、令和7(2025)年には42.5%と推計(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」2023(令和5)年推計)されている。また、前期高齢者と後期高齢者の人口比は前者の方が多いが、徐々に前期高齢者割合は減少、後期高齢者割合は増加していく推計となっている。

要支援・要介護認定者数は平成29年度以降横ばいに推移していたが、令和2年度に増加に転じ、65歳以上の約2割の人が要介護認定を受けている。要介護認定者の約8割が80歳以上、また新規認定者の平均年齢は83.5歳(地域包括ケア「見える化」システム令和4年)であり、後期高齢者人口がピークを迎える令和12(2030)年から10年後、要支援・要介護認定者数は令和22(2040)年に重度者が増加する見込みである。また、要支援・要介護認定者の原因疾患として、認知症が一番多い状況となっている。

なお市街地、山間地と異なる地域特性を持つ当市ではそれぞれの地域で課題があり、 地域ごとの対応が求められている。

- (2) 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務以下5つの取組を重点項目とする。
 - ① 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針 地域包括支援センターは、地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護事業者 等との関係性を構築する中で、地域が抱えるニーズや課題を把握し、地域特性や実 情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
 - ② 介護予防の知識啓発と環境づくり

介護予防教室・出前講座等でフレイル予防(運動・口腔ケア・栄養改善)・認知症 予防の知識を普及し、高齢者自らが自分に合った介護予防の活動ができるよう支援 する。また、健康づくり推進課で主管する生涯サポート事業と連携し、介護予防を 推進する。 ③ 介護予防ケアマネジメント

対象者の状況を適切にアセスメントし、その人に合った目標の設定、適切な量・ 内容をプランに取り入れていくことで要支援・要介護状態の予防やその悪化の防止 を図り、自立した生活を送れるように支援する。

④ 地域ケア会議

介護支援専門員に対するケアマネジメント支援のひとつの手法として、困難事例に対する地域ケア会議を効果的に活用し、圏域内の地域課題を抽出する。また、介護予防型地域ケア個別会議により、自立支援・介護予防に資するケアプランの作成と、ケアマネジメントの向上を図る。

- ⑤ 認知症の知識啓発と「共生」の地域づくり 認知症サポーター養成講座等の認知症についての知識啓発や支え手の育成、行政 とともに認知症施策の現状共有・課題整理を行いながら、認知症になっても安心し て住み続けられる「共生」の地域づくりを目指す。
- 2 市と地域包括支援センターの位置づけ

地域ケア推進課地域包括支援係が、地域包括支援センターの基幹機能を有し、5つの 地域包括支援センターと連携する。

- (1) 市の役割
 - ① 地域包括支援センターの設置主体として、地域包括ケアシステムを構築するための体制整備を進め、方針を示し適切に関与する。
 - ② 十日町市地域包括支援センター運営協議会要綱に基づき地域包括支援センター の業務実施状況に関する事項(毎年度の事業計画や実施状況等)について協議する 会議を開催する。
 - ③ 地域包括支援センターの運営に係る総合調整及び助言・指導を行う。 定期的に地域包括支援センター実務責任者会議その他各部会(主任ケアマネ部会・ 社会福祉士部会・介護予防部会)を開催し、地域包括支援センターの現状の把握に 努め、資質向上を図るとともに地域包括支援センターの業務負担軽減等についても 検討をしていく。
 - ④ 地域包括支援センターの人員体制及び業務の状況について実地評価等を通して 把握・評価し、その結果を踏まえて、事業の質の向上のために必要な改善を図るた めの支援を行う。
 - ⑤ 人材育成や実践力向上を目指し、研修会や実践発表会等を開催する。
 - ⑥ 地域包括支援センターの後方支援として下記のアからクを実施する。
 - ア 地域ケア会議、事例検討会の共同開催
 - イ ケース検討等による処遇困難事例のスーパーバイズ
 - ウ 同行訪問、介護認定調査等により高齢者の実態把握
 - エ ケース支援の振り返りの実施
 - オ 虐待事例に対する情報収集から対応方針の判断までの対応
 - カ 医療機関との連絡調整 (特に精神疾患)

- キ 成年後見制度中核機関と連携した権利擁護の啓発
- ク 医療・介護関係職員の資質向上のため地域課題やニーズに合わせた研修会
- ⑦ 地域包括支援センターに関する苦情について対応する。受け付けた苦情について は、当該地域包括支援センターが解決・改善への取組みを行えるよう指導・助言を 行う。

(2) 地域包括支援センターの役割

- ① 地域包括支援センターは、本方針に基づき、包括的支援事業を行うとともに、地域の身近な窓口として、高齢者及び家族等の相談支援には丁寧に対応し、ワンストップを心がける。
- ② 個別のケースの検討を通じた個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを進める。
- ③ 高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、 権利の保障に向けた対応を行う。
- ④ 介護支援専門員に対するケアマネジメント支援や育成を目的とした取組みを行う。

3 設置場所・周知活動

地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫 する等、環境を整備する。また、必要に応じてパンフレットやチラシの手配や作成等を 行い、窓口の周知を適切に行う。

4 職員の姿勢

- (1) 地域包括支援センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしく、かつ自立した生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。
- (2) 職員は相談援助技術やケアマネジメント技術の向上、高齢者虐待防止等、地域包括支援センターの業務に必要な知識・技術を習得するため、研修や講習会に積極的に参加し、保有する専門性の向上を目指す。また、学んだ技術・知識については全職員に伝達し、センター全体のスキルアップに努めるとともに、地域の介護支援専門員に対しても伝達・情報提供を行う。

5 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や地区振興会等、地域との会合等の場を通じて、地域の住民、関係団体やサービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させる。また地域が抱える課題を把握し、地域ケア会議等を通じて、地域と連携し解決に向け取組む。

6 個人情報の保護

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者の様々な情報を取得するため、情報管理には万全を期することが求められている。業務の実施において取り扱う個人情報について、個人情報保護法その他の法令を遵守し、これに従わなければならない。
- (2) 窓口や電話等相談時において相談者のプライバシーが確保されるよう留意する。

- (3) 業務の遂行にあたり、関係機関の担当者と情報共有し、連携して対応することが重要となるため、緊急時等特別な場合を除き、当事者から個人情報に関する同意を得ておく。
- (4) 個人情報の流出、または個人情報の取扱いに重大な不備があった際は、速やかに内容及び対応等を記録の上、報告書を市に提出し再発防止策を検討する。市は再発防止が適切に行われているかどうか、適宜確認する。

7 相談・苦情対応

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談に対し、きめ細やかに対応、 支援する。
- (2) 相談支援記録等を速やかに作成、保管し、必要時に共有できるように努め、担当者が不在時においても対応できる体制を整える。
- (3) 地域包括支援センターで受け付けた苦情については、傾聴の上、必要と思われる関係機関等と連携し、迅速に適切な対応を行う。苦情の内容及び対応、再発防止策を記録し、必要に応じて速やかに市に報告する。
- 8 緊急・災害時の対応
 - (1) 地域包括支援センターは、自然災害や感染症の拡大など不測の事態が発生した場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づいて、迅速に業務を再開・継続させる。
 - (2) 地域包括支援センターは、緊急時において予め定めている連絡・支援体制に従って、迅速かつ的確に対応する。また、災害時は市や関係機関と連携を図る。

▼ 事業内容

地域包括支援センターは地域包括ケア体制の構築にむけた課題解決と調整を担う中核 的機関としての役割を求められていることを意識して、地域支援事業実施要綱に基づき、 以下の4業務を実施する。

- 1. 総合相談支援事業
- 2. 権利擁護業務
- 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 4. 介護予防ケアマネジメント業務

1 総合相談支援業務

地域の身近な介護・保健・福祉・医療の総合相談窓口として地域包括支援センターも機能充実を図る。

- (1) 総合相談業務
 - ① 地域において住民が気軽に相談できる拠点としての役割を果たすために、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。
 - ② 地域包括支援センターは市や介護保険居宅介護支援事業所等関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制をつくる。(24 時間/365 日体制)

③ 認知症の人や家族等の相談支援を行うとともに「認知症初期集中支援チーム」との連携等により必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整を図る。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築

- ① 複合化・複雑化した課題を抱える高齢者や世帯に対し、適切な支援へつなぎ、継続的に見守り、更なる問題発生を防ぐため、医療・保健・福祉関係機関や民生委員等の地域関係者、ボランティア等、地域の様々な関係者とのネットワークの構築に努める。
- ② ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの 作成等により、活用可能な機関・団体等の把握を行う。
- ③ 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の人やその家族と地域をつなぐ役割を果たし、市と協力をし、認知症ケアパスの作成や普及に取組む。
- ④ 地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取組む。
- (3) 地域の高齢者の実態把握
 - ① 様々な手段により、担当圏域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行うことで地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取組む。
 - ② 独居、高齢者のみ世帯、民生委員等からの相談、地域包括支援センターの事業実施等で把握した高齢者等を訪問し、支援が必要な高齢者や家族等の発見、実態把握を行う。

2 権利擁護業務

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するため専門的・継続的な 観点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

- (1) 高齢者虐待の防止および対応
 - ① 虐待を防止するために、地域住民及び医療機関・施設等の関係機関へ虐待の早期 発見や通報義務を伝える研修等を行い啓発活動に努める。
 - ② 虐待事例を把握した場合は、高齢者虐待防止法及び十日町市高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、速やかにその高齢者及び養護者を訪問する等し、高齢者の安全確認と状況確認を実施し、事例に即した適切な対応をとる。虐待と認定した根拠となる事象の解決のため、計画的な支援を実施しながら、モニタリング及び評価を行い、終結していく。
 - ③ セルフ・ネグレクトや高齢者虐待とは判別しがたい事例であっても、高齢者の利益が侵害され、権利擁護のための支援が必要と判断されるものについては、高齢者虐待の事例に準じて、必要な支援を行う。
- (2) 高齢者消費者被害の防止および対応
 - ① 地域の情報を把握し、民生委員や介護支援専門員等に対し啓発を行う。
 - ② 情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援する。
- (3) 成年後見制度等の活用促進

- ① 成年後見制度の知識の習得に努めるほか、利用対象者に対する申立ての支援や家族に対する助言等を行う。
- ② 担当圏域内の居宅介護支援事業者等に対する成年後見制度の周知を図るほか、成年後見制度の相談、助言を行う。
- ③ ①、②に併せて、日常生活自立支援事業の周知、必要な人への活用支援に努める。
- 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

在宅、施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサロン活動等介護保険以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

- (2) 地域における介護支援専門員のネットワーク構築・活用 介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネット ワークを構築する。
- (3) 介護支援専門員への個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、居宅サービス計画の作成技術の 指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地から個別指導、相談への対応 を行う。

(4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、 指導や助言を行う。

(5) 介護支援専門員の育成・支援

地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関と連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行う。

4 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を目的として、高齢者の心身機能の改善に加え、社会への参加を支援する。

(1) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び事業対象者に対して、心身の状況、置かれている環境等に応じて、生活機能の改善、自立支援を目指し、介護予防・生活支援サービスの他一般介護予防事

業等も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

- ① 「十日町市介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき、アセスメント、サービス担当者会議、ケアプランの作成、モニタリング、評価等一連のプロセスに従い、介護予防ケアマネジメントを実施する。
- ② 介護予防ケアマネジメントにおいては対象者本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、対象者のできることをともに発見し、対象者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。
- ③ 対象者の自立支援・重症化防止等に資するため、リハビリテーション専門職等関係機関と積極的に連携する。
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務は指定居宅介護支援事業所へ一部委託することができるが、委託に関する事務は地域包括支援センターが行う。また、業務が適正に行われているか総合調整を行う。
- ⑤ 指定介護予防支援事業所が実施する介護予防支援によるケアマネジメント業務 においても自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう助言する。
- (2) 介護予防の普及啓発及び地域の介護予防活動の支援
 - ① 地域における高齢者の集まりの場の活用や訪問等により、介護予防に関する情報 提供や介護予防の普及に取組むとともに、介護予防の取組みが必要な人の把握に努 める。
 - ② 介護予防事業を通して育成された自主グループの活動に積極的に関わる等、介護予防の取組みが継続できるよう支援する。

令和6年度 第1回

- 十日町市介護保険運営協議会
- 十日町市地域包括支援センター運営協議会
- 十日町市地域密着型サービス運営委員会

5 報告事項 資料

報告事項	資料番号	ページ
(1) 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算について	資料 5	P1∼P6
(2) 介護保険事業所の指定等について	資料 6	P7~P16
(3) 令和6年度特別養護老人ホームの入所申込等に関す る調査結果について	資料7	P17~P18

福祉課 介護保険係

令和6年度 介護保険特別会計歳入歳出予算

〈被保険者〉 (単位:人)

					(+ - - / • / • /
項目	令和6年度見込		令和5年度	対前年度	
次 口	人数	構成比(%)	見込	増減	増減率(%)
被保険者数 (1号)	19, 955	40.9	20, 126	△ 171	△ 0.8

※構成比: R5年3月末住基人口48,769人に対する比率

〈**歳入**〉 (単位:千円)

⇒,	令和6	年度	令和5年度	対前年度		
款	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	増減額	増減率(%)	
1款 保険料	1, 437, 369	18.3	1, 383, 166	54, 203	3. 9	
2款 分担金及び負担金	4, 282	0.1	4, 040	242	6. 0	
3款 使用料及び手数料	274	0.0	370	△ 96	△ 25.9	
4款 国庫支出金	1, 969, 494	25. 1	2, 020, 255	△ 50, 761	△ 2.5	
5款 支払基金交付金	2, 004, 361	25. 5	2, 047, 126	△ 42, 765	△ 2.1	
6款 県支出金	1, 129, 770	14. 4	1, 146, 672	△ 16,902	△ 1.5	
7款 財産収入	97	0.0	96	1	1. 0	
8款 繰入金	1, 274, 331	16. 2	1, 374, 436	△ 100, 105	△ 7.3	
9款 繰越金	37, 596	0.5	6, 191	31, 405	507. 3	
10款 諸収入	4, 426	0.1	4,648	△ 222	△ 4.8	
歳入合計	7, 862, 000	100.0	7, 987, 000	△ 125,000	△ 1.6	

- ※構成比の割合は、小数点以下の端数処理の関係上、合計値と合わない場合があります。
 - 1款 保険料の現年度分歳入は、特別徴収分を全体の94.05%と見込み、普通徴収分は全体の5.94%とした

第1号被保険者数は減少する推計であるが、第9期(令和6~8年度)介護保険料の改定により、保険料の基準額を引上げることから、前年度に比べて3.9%増を見込むもの

- 2款 分担金及び負担金は、十日町地域介護認定審査会共同設置に伴う津南町からの負担金で、介護認定審査会に係る経費を、年間の審査件数により按分し計上するもの
- 3款 使用料及び手数料は、証明書発行手数料収入、介護保険料の督促手数料収入、事業 者指定等手数料を計上
- 4款 国庫支出金は、給付費に対する国の負担金。居宅介護給付費の20%、施設介護給付費の15%を国が負担するもの

調整交付金は、後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得分布状況による市町村間の保険料基準額の格差を是正するための交付金。国の標準的な費用負担率は5%地域支援事業費に対しては、介護予防・日常生活支援事業費の20%、包括的支援事業・任意事業費の38.5%を国が負担するもの

- 5款 支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業 費に対する第2号被保険者の負担分で、第2号被保険者の費用負担率は27%
- 6款 県支出金は、給付費に対する県の負担金。居宅介護給付費は12.5%、施設介護給付費は17.5%を県が負担するもの

地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的 支援事業・任意事業費の19.25%を県が負担するもの

○ 8款 繰入金は、介護給付費の12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、及び事務費、職員給与費分を一般会計から繰り入れるほか、介護保険料抑制のため介護給付費準備基金を取り崩して繰り入れるもの

〈歳出〉 (単位:千円)

\ Ж Д	1 1 1 1 1 1 7					
款	令和6	年度	令和5年度	対前年度		
功人	当初予算額 構成比(%)		当初予算額	増減額	増減率(%)	
1款 総務費	212, 012	2. 7	205, 949	6, 063	2. 9	
2款 保険給付費	7, 202, 562	91.6	7, 370, 211	△ 167, 649	△ 2.3	
3款 地域支援事業費	387, 270	4.9	374, 348	12, 922	3. 5	
4款 基金積立金	97	0.0	96	1	1. 0	
5款 公債費	1, 250	0.0	1, 250	0	0.0	
6款 諸支出金	56, 809	0.7	33, 146	23, 663	71. 4	
7款 予備費	2,000	0.0	2,000	0	0.0	
歳出合計	7, 862, 000	100.0	7, 987, 000	△ 125,000	△ 1.6	

※構成比の割合は、小数点以下の端数処理の関係上、合計値と合わない場合があります。

- 1款 総務費は、人件費のほか、介護認定審査会費や介護認定調査費などの費用を計上
- 2款 保険給付費は、第9期介護保険事業計画におけるサービス提供基盤の整備や利用見 込みに基づき計上
- 3款 地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、審査支払手数料を計上
- 6款 諸支出金は、令和5年度実績に伴う国庫支出金等の精算金を計上

<歳出予算>

2 清	款	保険給付費の内訳					
		サービスの種類	6年度予算額	5年度予算額	増減額	前年比	増減事由等
		訪問介護	297, 085	322, 140	-25, 055	-7.0%	町 年 間が 下がったにめが成。
	訪問	訪問入浴介護	31, 035	39, 439	-8, 404	-21.3%	R5実績見込を基に算出。R6報 酬単価が下がったための減。
	通所	訪問看護	105, 776	102, 879	2, 897	2.8%	R3.7おむすび開設R6に職員増 員するため増額。
	サー	訪問リハビリ	2, 213	1,012	1, 201	118. 7%	需要の増
	ビ	居宅療養管理指導	21, 140	12, 469	8, 671	69. 5%	在宅での介護者が増える見込 みであるため
	ス	通所介護	910, 783	970, 335	-59, 552	-6.1%	
		通所リハビリ	2, 833	122, 034	-119, 201	-97. 7%	松涛園閉鎖による減。
居宅	短	期入所生活介護	502, 904	540, 981	-38, 077	-7.0%	
	短	期入所療養介護	835	14, 607	-13, 772	-94.3%	松涛園閉鎖による減。
	福	祉用具貸与	207, 192	191, 773	15, 419	8.0%	在宅での介護者が増える見込 みであるため
	福	祉用具購入費	6, 795	9, 855	-3, 060	-31.1%	R5実績見込により算出
	住	宅改修費	14, 965	21, 235	-6, 270	-29.5%	R5実績見込により算出
	特定施設入居者生活介護		448, 493	341, 694	106, 799	31.3%	特養待機者がいる中、有料老 人ホームや軽費老人ホームの 入居者増が見込まれるため
	居	宅介護支援	314, 749	328, 849	-14, 100	-4.3%	
	定期	別巡回・随時対応型訪問介護看護	99, 123	65, 480	33, 643	51.4%	特養待機者がいる中、有料老 人ホームや軽費老人ホームの 入居者増が見込まれるため
地域	地	域密着型通所介護	52, 305	22, 619	29, 686	131. 2%	R6.6.1事業所新規開設。 NPOラポール「たんぽぽ」
密着	認	知症対応型通所介護	29, 699	35, 189	-5, 490	-15.6%	1 事業所閉鎖による減。 「デイサービスセンターゆき んこ」
型	小	規模多機能型居宅介護	334, 220	309, 353	24, 867	8.0%	
	認	知症対応型共同生活	204, 065	246, 865	-42, 800	-17.3%	計画策定当初R5整備予定で あったが、R5開設予定なし
	地均	或密着型介護老人福祉施設	413, 689	396, 374	17, 315	4.4%	
	老	人福祉施設	2, 458, 748	2, 332, 347	126, 401	5.4%	
施設	老	人保健施設	221, 517	372, 271	-150, 754	-40. 5%	松涛園閉鎖による減。
取	介	護療養型医療施設	0	49, 587	-49, 587	-100.0%	R5年度で介護医療院へ転換
	介記	護医療院	38, 097	16, 771	21, 326	127. 2%	介護療養型医療施設終了に伴 う増。
高額	預介	護サービス費	150, 970	152, 466	-1, 496	-1.0%	
特別	定入	所者介護サービス費	310, 142	329, 783	-19, 641	-6.0%	
高額	須医	療合算介護サービス費	18, 089	16, 169	1, 920	11. 9%	
審	查支	払手数料	5, 100	5, 635	-535	-9.5%	
	合計		7, 202, 562	7, 370, 211	-167, 649	-2.3%	

		(単位:千円)
施設概要	市内施設数	施設名
ヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事など身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用可。	11	コロネット、十日町社協、クリーンセキュリティー、やまびこ、つまりの里、十交介護セン ター、十日町タクシー介護事業部、ヘルパーステーションなえば、ヘルパーステーション十日 町、ほくほくの里、松之山社協
利用者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う。	1	松之山社協 (十日町社協と統合)
医師が必要と認めた場合に看護師が家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う。	5 (4)	訪問看護ステーションポピー、(休止:三好園しんざ)、あい訪問看 護ステーション、訪看ステーションリーフ、おむすび
医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリを行う。	2	十日町中央クリニック、上村診療所
居宅療養管理指導は通院が困難な要介護者に対して、医師、薬剤師及び管理栄養士が 自宅を訪問して行う療養上の管理、指導を行うサービス		市内医療機関・歯科医師・薬局
介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで提供	17	三好園、三好園しんざ、DSよしだ、やまびこ、健康倶楽部十日町、まほろばの里、つまりの 里、まちトレ十日町、アップルつまり、ファミール川西、健康倶楽部たちばな、DSしちか わ、DSレインボー、ほのぼの園、つるかめ園、不老閣
老人保健施設や医療機関で、理学療法士や作業療法士からリハビリテーションを日帰りで受ける。	0	松涛園
福祉施設に短期的(1~2週間程度)入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受ける。	11	三好園、三好園しんざ、なの花、まほろばの里、妻有荘、特養よしだ、あかね園、七川荘、七川荘やすらぎ、ほくほくの里、不老閣、 松 涛圏
医療機関に短期的 (1~2週間程度) 入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受ける。	0	松涛團
日常生活の便宜や機能訓練の促進のための福祉用具を貸与する。R6.4から歩行器や単点杖など一部の福祉用具を借りるか購入するか選択可能。	8	アキュニバーサルデザインオフィス、ライフケアうおぬま、ふれあい、アルプス十日町、越後交通、シルバーサポート十日町、スマイル十日町、おもいやりの泉
入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給する。上限は1年間に10万円。	8	アキュニバーサルデザインオフィス、ライフケアうおぬま、ふれあい、アルプス十日町、越後交通、シルバーサポート十日町、スマイル十日町、おもいやりの泉
介護のための小規模な住宅の改修費用の支給。利用上限は20万円。		
有料老人ホームや軽費老人ホームなどで入浴、排せつ、食事などの介護が受けられる。	2	ヴィラあかし、ケアハウスリバーサイドみさと
ケアプラン作成を行う。	14	ケアプランローレル、三好園しんざ、社協(松之山社協と統合)、クリーンセキュリティー、やまびこ、まほろばの里、シルバーサポート、つまりの里、まちなかや十日町、あかね園、健康倶楽部たちばな、中里在宅介護センター、ケアプランかみむら、ほのぼの園
利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。	_	市外住所地特例施設入所者が利用
住み慣れた地域で、食事、入浴など日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を 日帰りで行う。	3	つるかめ園、 きたえるーむ、たんぽぽ(R6.6開設)
認知症の方を対象に、住み慣れた地域で専門的な介護を提供する。	1	やまびこ、 デイホームゆきんこ
通いを中心として、利用者の選択に応じて訪問や泊りを組み合わせてサービスを提供する施設。	5	三好園四ツ宮、とこしえりあん、ゆいテラスやまや、うえの、とこしえかのん
比較的安定した認知症の方が共同生活をする施設。入浴・排せつ・食事などの日常生活の介護が受けられる。	4	GHゆきんこ、GHよしだ、GHみかん、GHうえの
定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホーム。原則、要介護3~5の人が利用。	5	三好園四ツ宮、特養よしだ、あかね園、七川荘やすらぎ、ほくほくの里
特別養護老人ホーム (要介護3~5の人)	10	三好園(100)、三好園しんざ(50)、なの花(100)、まほろばの里(70)、 あかね園(44)、七川荘(50)、桜湯の里(48)、桜湯の里レインボー (85)、ほくほくの里(70)、不老閣(50)
病気やけがなどの治療後、病状の落ち着いた方が在宅に復帰することを目的として入所する施設。医学的管理下における介護、看護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話が受けられる。	_	松涛園
療養病床等を有する病院又は診療所において、長期療養を必要とする人に医療、看護、介護、リハビリを行う。	_	
長期的な療養を必要とする人に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「日常生活の介護」を一体的に行う。	_	近隣施設:田宮病院(長岡市)
同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額を合算して、所得に応じた上限額 を超えた分を支給する制度。		
低所得者(本人及び世帯員全員が非課税)に対する施設入所・短期入所に係る、食費・居住費の負担軽減制度。 介護保険と医療保険の両方が高額となった場合に、限度額を超えた分を支給する制度。		
介護給付費審査支払業務を国保連合会へ委託。審査に係る審査支払手数料。		

令和6年度 一般会計歳出予算

1 予算科目

03-01-02-105-05 介護人材確保・育成支援事業

2 介護人材確保·育成支援事業補助金【継続·拡充】

(1) 事業概要

介護職員等の技術や能力の向上を促進し、介護職員等の確保及び定着率の向上 並びに介護サービスの質的向上を図ることを目的に、市内で介護サービスを提供 する施設及び事業所を運営する法人に対し、当該法人がキャリアアップ支援のた めに負担した経費の一部を補助するもの。

(2) 補助対象事業

- ・介護職員等のキャリアアップ支援のために法人が自ら実施する研修
- ・介護職員等のキャリアアップ支援のために法人以外の団体等が実施する 研修への派遣
- ・介護職員等の資格取得のための研修及び試験への派遣

(3) 補助対象者

市内で介護サービスを提供する施設及び事業所を運営する法人

(4) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

- ・市内の対象事業所等の数が5以上の法人 上限10万円
- ・上記以外の法人 上限5万円

(5) 予算額

1,500 千円 (上限 50 千円×14 法人+上限 100 千円×8 法人)

(6) 補助実績

対象年度	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助金額	381 千円	354 千円			386 千円	144 千円	由≇±
 	3法人	3法人	*	*	1 法人	2法人	申請 2件
対象法人	(21人)	(16人)			(10人)	(6人)	2 T T

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修会の実施なし

3 介護現場見守りDX補助金【新規】

(1) 事業概要

介護従事者の負担軽減を図るとともに介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資することを目的に、市内の介護施設等おいて介護ロボット「見守り機器」を導入する当該施設の設置者に対し、経費の一部を補助するもの。

(2) 介護ロボット「見守り機器」

ベッドや居室空間にセンサーを設置し、システムと連携させることで、離れた場所にいる職員に利用者の状況(睡眠状態やバイタルサインなど)を知らせることができるロボット。

(3) 補助対象経費

介護ロボット及び当該介護ロボットの導入に伴う通信機器等の購入費、使用料 及び賃借料

(4) 補助対象者

市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、及び地域密着型介護老人福祉施設介護施設において介護ロボットを導入する当該施設の設置者

(5) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)、補助限度台数は入所定員の2分の1(1台未満は切り上げ)とする。

・導入する介護ロボット1台あたり10万円を上限

(6) 予算額

5,000 千円 (上限 100 千円×50 台)

(7) 事業指標

- ① 指 標:市内15入所施設において定員の50%以上に見守り機器を設置
- ② 現状値(R6.3):設置率50%以上の入所施設 4施設(設置率26.6%)
- ③ 目標値(R9.3):設置率 50%以上の入所施設 15 施設(設置率 100%)
- ④ 目標達成のための必要設置数:234台(定員783人、既設置数214台)
- ⑤ 令和 6 年度導入事前調査: 5 施設 33 台予定(R6. 6 現在)

(8) 導入効果

厚労省「介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業報告書」より、見守 りセンサー導入割合 0 %に対する業務時間(直接介護+巡視・移動)の減少率 導入割合 10%→6.7%減、30%→17.5%減、50%→24.6%減、100%→26.2%減

介護保険事業所の指定等について

1 指定地域密着型サービス事業所の指定(報告)

<壮快空間 たんぽぽ>

項目	内 容
申 請 者	十日町市伊達甲272番地 NPO法人ラポール 理事長 関口 陽子
事業所の名称	壮快空間 たんぽぽ
事業所の所在地	十日町市伊達甲272番地
サービスの種類	①地域密着型通所介護 ②介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)>通所型サービス事業(第1号通所事業)>基準型通所サービス
事業開始年月日	令和6年6月1日
日常生活圏域	十日町南圏域(水沢・中里地域)
職員の職種、員数	管理者1人、生活相談員1人以上、機能訓練指導員1人以上、看護職員1人、看護職員又は介護職員1人以上、栄養士1人
利用定員	10人
実 施 単 位 数	2 単位
営 業 日	月曜日から土曜日(水曜日、12/29~1/4、8/11~8/17を除く)
営 業 時 間	午前8時00分から午後5時00分
サービス提供時間	午前8時30分から午前11時30分、午後1時30分から午後4時30分
通常の事業の実施地域	十日町市全域
利 用 料	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)及び十日町市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱(平成29年十日町市告示第73号)に定める額
その他の費用	茶菓等:150円/回、おむつ等:実費、日常生活に必要な身の回り品の費用・教養娯楽費の費用:実費、サービス延長代:500円/30分までの利用1回
事業所番号	1591000169
指定年月日	令和6年6月1日

介護保険事業所の指定等について

2 指定居宅サービス、指定介護予防サービス事業所の廃止(報告)

<株式会社新潟県厚生事業協同公社>

項目	内 容
申請者	長岡市北陽3丁目1番地1 株式会社新潟県厚生事業協同公社 代表取締役社長 森本 昌章
事業所の名称	おもいやりの泉十日町店
事業所の所在地	十日町市千歳町2丁目1-17 パークサイドチトセB号室
サービスの種類	①福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ②特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
廃止年月日	令和6年6月30日
廃止の理由	事業譲渡
サービス又は支援を受け ている者に対する措置	事業譲渡先がサービスを継続
特 記 事 項	グループ会社の株式会社フロンティアへ事業譲渡するもの
事業所番号	1571001260
廃 止 年 月 日	令和6年6月30日

介護保険事業所の指定等について

3 指定居宅サービス、指定介護予防サービス事業所の指定(報告)

<株式会社フロンティア 十日町営業所>

項目	内容
申 請 者	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー21階 株式会社フロンティア 代表取締役社長 重森 裕之
事業所の名称	株式会社フロンティア十日町営業所
事業所の所在地	十日町市千歳町2丁目1-17 パークサイドチトセB号室
サービスの種類	①福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ②特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
事業開始年月日	令和6年7月1日
貸 与 種 目	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福用具貸与に係る 福用具全種目
販 売 種 目	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具 販売に係る福用具全種目
職員の職種、員数	管理者1人、専門相談員3人以上、配送他1人以上、事務員2人以上 上
営 業 日	月曜日から土曜日(祝日、12/30~1/3を除く)
営 業 時 間	午前9時00分から午後6時00分
通常の事業の実施地域	新潟県内全域、長野県下水内郡栄村
貸与の利用料	指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受理 サービスであるときはその1割
販売の利用料	介護保険法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具又は当該 特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額
特 記 事 項	グループ会社の株式会社新潟県厚生事業協同公社から事業譲渡を受けるもの(事業所:おもいやりの泉十日町店)
事業所番号	1571001278
指定年月日	令和6年7月1日

【令和6年度】特別養護老人ホームの入所申込者等に関する調査結果

資料7

1 特別養護老人ホーム入所申込者数(R1~3年度:7月1日時点、R4~6年度:4月1日時点)

(単位:人)

居 所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
店 ガ	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	刊十七
在宅者	331	247	248	204	181	193	12
病院(医療保険)	55	59	50	39	58	50	△ 8
介護療養型医療施設	10	7	3	0	2	3	1
介護老人保健施設	51	34	44	22	38	22	△ 16
他の特別養護老人ホーム	50	11	18	1	2	5	3
養護老人ホーム	5	4	1	1	2	4	2
軽費老人ホーム	2	1	0	0	0	1	1
認知症高齢者グループホーム	32	19	17	17	16	10	△ 6
有料老人ホーム	47	27	29	29	32	41	9
サービス付高齢者向け住宅	12	7	5	6	13	5	△ 8
介護医療院	0	0	2	2	0	2	2
その他の施設(救護施設、障がい者施設等)	0	0	0	27	1	1	0
計	595	416	417	348	345	337	△ 8
				・R3.6特養シンフォ ニー開設(群馬県、			
前年比増減の主な理由		・R2.4特養なの花開		定員160)		・R6.3老健松涛園閉	
(施設開設等)		設 (定員100)		・R3.10特養雪あか		鎖 (定員75)	
				り開設(小千谷市、			
				定員95)			

2 在宅者の入所緊急度内訳

要介護度	入所の必要性高い	1年程度で入所が 必要となる見込み	特養以外で対応可	入所の必要性低い	判断困難	その他	計
要介護3	32	47	25	11	9	0	124
要介護 4	9	35	0	5	1	0	50
要介護 5	3	10	1	4	1	0	19
計	44	92	26	20	11	0	193

3 市外高齢者福祉施設【利用者数】

R6.4.1時点

(1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

○都道府県別集計

利用年月	単位	新潟県内	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	長野県	合計	前年比
R 6.4	人	97	26	7	1	1	2	1	135	20
R 5.4	人	94	13	4	1	1	1	1	115	

○県内内訳

		ı
•	Ų	

利用年月	単位	津南町	小千谷市	上越市	新潟市	新発田市	南魚沼市	妙高市	長岡市	加茂市	見附市	合計
R 6.4	人	74	9	7	1	1	1	1	1	1	1	97
R 5.4	人	70	12	8	1	1	1	1	0	0	0	94

【要支援・要介護度別】

利用年月	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R 6.4	0	0	1	6	45	51	32	135

(2) 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)

○都道府県別集計

利用年月	単位	新潟県内	群馬県	埼玉県	長野県	東京都	合計	前年比
R 6.4	人	33	87	4	1	3	128	1
R 5.4	人	38	84	3	1	1	127	

※短期利用除く

○県内内訳



利用年月	単位	長岡市	上越市	津南町	小千谷市	南魚沼市	見附市	妙高市	新潟市	合計
R 6.4	人	11	7	6	5	3	1	0	0	33
R 5.4	人	15	7	6	5	3	1	1	0	38

【要支援・要介護度別】

利用年月	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R 6.4	5	3	24	29	27	29	11	128